○こども家庭庁厚生労働省告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　武見　敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表	別表
介護給付費等単位数表	介護給付費等単位数表
第１　居宅介護	第１　居宅介護
１　居宅介護サービス費	１　居宅介護サービス費
イ　居宅における身体介護が中心である場合	イ　居宅における身体介護が中心である場合
⑴　所要時間30分未満の場合　256単位	⑴　所要時間30分未満の場合　255単位
⑵　所要時間30分以上１時間未満の場合　404単位	⑵　所要時間30分以上１時間未満の場合　402単位
⑶　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　587単位	⑶　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　584単位
⑷　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　669単位	⑷　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　666単位
⑸　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　754単位	⑸　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　750単位
⑹　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　837単位	⑹　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　833単位
⑺　所要時間３時間以上の場合　921単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	⑺　所要時間３時間以上の場合　916単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
ロ　通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合	ロ　通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合
⑴　所要時間30分未満の場合　256単位	⑴　所要時間30分未満の場合　255単位
⑵　所要時間30分以上１時間未満の場合　404単位	⑵　所要時間30分以上１時間未満の場合　402単位
⑶　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　587単位	⑶　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　584単位
⑷　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　669単位	⑷　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　666単位
⑸　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　754単位	⑸　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　750単位
⑹　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　837単位	⑹　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　833単位
⑺　所要時間３時間以上の場合　921単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	⑺　所要時間３時間以上の場合　916単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
ハ　家事援助が中心である場合	ハ　家事援助が中心である場合
⑴　所要時間30分未満の場合　106単位	⑴　所要時間30分未満の場合　105単位
⑵　所要時間30分以上45分未満の場合　153単位	⑵　所要時間30分以上45分未満の場合　152単位
⑶　所要時間45分以上１時間未満の場合　197単位	⑶　所要時間45分以上１時間未満の場合　196単位

⑷　所要時間１時間以上１時間15分未満の場合	239単位
⑸　所要時間１時間15分以上１時間30分未満の場合	275単位
⑹　所要時間１時間30分以上の場合	311単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数
ニ　通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	
⑴　所要時間30分未満の場合	106単位
⑵　所要時間30分以上１時間未満の場合	197単位
⑶　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	275単位
⑷　所要時間１時間30分以上の場合	345単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数
ホ　通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	102単位

注１～４　（略）

５　イについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注５において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ⑴又は⑵に掲げる単位数を算定する。

⑴　（略）

⑵　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合　次の㈠又は㈡に掲げる所要時間に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数

㈠　（略）

㈡　所要時間３時間以上の場合　638単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単

⑷　所要時間１時間以上１時間15分未満の場合	238単位
⑸　所要時間１時間15分以上１時間30分未満の場合	274単位
⑹　所要時間１時間30分以上の場合	309単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数
ニ　通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	
⑴　所要時間30分未満の場合	105単位
⑵　所要時間30分以上１時間未満の場合	196単位
⑶　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	274単位
⑷　所要時間１時間30分以上の場合	343単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数
ホ　通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	101単位

注１～４　（略）

５　イについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注５において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ⑴又は⑵に掲げる単位数を算定する。

⑴　（略）

⑵　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合　次の㈠又は㈡に掲げる所要時間に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数

㈠　（略）

㈡　所要時間３時間以上の場合　635単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単

位を加算した単位数

6　ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ⑴又は⑵に掲げる単位数を算定する。

⑴　（略）

⑵　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合　次の㈠又は㈡に掲げる所要時間に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数

㈠　（略）

㈡　所要時間３時間以上の場合　638単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9　（略）

（削る）

9の2　指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」と

位を加算した単位数

6　ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ⑴又は⑵に掲げる単位数を算定する。

⑴　（略）

⑵　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合　次の㈠又は㈡に掲げる所要時間に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数

㈠　（略）

㈡　所要時間３時間以上の場合　635単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9　（略）

9の2　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、１回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

9の3　指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建

いう。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。	物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。
10～13　（略）	10～13　（略）
14　イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者１人に対し、１月につき２回を限度として、１回につき100単位を加算する。	14　イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者１人に対し、１月につき２回を限度として、１回につき100単位を加算する。
15　（略）	15　（略）
16　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
17　指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項（指定障害福祉サービス基準第43条の４及び第48条第１項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数	（新設）

を所定単位数から減算する。	
18　指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項（指定障害福祉サービス基準第43条の４において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	16　指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項（指定障害福祉サービス基準第43条の４において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
19　指定障害福祉サービス基準第40条の２（指定障害福祉サービス基準第43条の４及び第48条第１項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
20　利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の１の注２又は１の２の注３若しくは注４の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害児入所支援（同法第７条第２項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。	17　利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の１の注５又は１の２の注６若しくは注７の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害児入所支援（同法第７条第２項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。
２～４の２　（略）	２～４の２　（略）
５　福祉・介護職員処遇改善加算	５　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政

法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ　（略）

６・７　（略）

第２　重度訪問介護

１　重度訪問介護サービス費

イ　重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第２、第３及び第４において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

⑴　所要時間１時間未満の場合　186単位

⑵　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　277単位

⑶　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　369単位

⑷　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　461単位

⑸　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　553単位

⑹　所要時間３時間以上３時間30分未満の場合　644単位

⑺　所要時間３時間30分以上４時間未満の場合　736単位

⑻　所要時間４時間以上８時間未満の場合　821単位に所要時間４時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

⑼　所要時間８時間以上12時間未満の場合　1,505単位に所要時間８時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

⑽　所要時間12時間以上16時間未満の場合　2,184単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数

法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ　（略）

６・７　（略）

第２　重度訪問介護

１　重度訪問介護サービス費

イ　重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第２、第３及び第４において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

⑴　所要時間１時間未満の場合　185単位

⑵　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　275単位

⑶　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　367単位

⑷　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　458単位

⑸　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　550単位

⑹　所要時間３時間以上３時間30分未満の場合　640単位

⑺　所要時間３時間30分以上４時間未満の場合　732単位

⑻　所要時間４時間以上８時間未満の場合　817単位に所要時間４時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

⑼　所要時間８時間以上12時間未満の場合　1,497単位に所要時間８時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

⑽　所要時間12時間以上16時間未満の場合　2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

⑾　所要時間16時間以上20時間未満の場合　2,834単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

⑿　所要時間20時間以上24時間未満の場合　3,520単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院、同条第２項に規定する診療所若しくは同法第２条第１項に規定する助産所又は介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

⑴　所要時間１時間未満の場合　186単位

⑵　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　277単位

⑶　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　369単位

⑷　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　461単位

⑸　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　553単位

⑹　所要時間３時間以上３時間30分未満の場合　644単位

⑺　所要時間３時間30分以上４時間未満の場合　736単位

⑻　所要時間４時間以上８時間未満の場合　821単位に所要時間４時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

⑼　所要時間８時間以上12時間未満の場合　1,505単位に所要時間８時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

⑽　所要時間12時間以上16時間未満の場合　2,184単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数

⑾　所要時間16時間以上20時間未満の場合　2,834単位に所

⑾　所要時間16時間以上20時間未満の場合　2,818単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

⑿　所要時間20時間以上24時間未満の場合　3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院、同条第２項に規定する診療所若しくは同法第２条第１項に規定する助産所又は介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

⑴　所要時間１時間未満の場合　185単位

⑵　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　275単位

⑶　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　367単位

⑷　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　458単位

⑸　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　550単位

⑹　所要時間３時間以上３時間30分未満の場合　640単位

⑺　所要時間３時間30分以上４時間未満の場合　732単位

⑻　所要時間４時間以上８時間未満の場合　817単位に所要時間４時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

⑼　所要時間８時間以上12時間未満の場合　1,497単位に所要時間８時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

⑽　所要時間12時間以上16時間未満の場合　2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

⑾　所要時間16時間以上20時間未満の場合　2,818単位に所

要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数	要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
⑿　所要時間20時間以上24時間未満の場合　3,520単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数	⑿　所要時間20時間以上24時間未満の場合　3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
注１・２　（略）	注１・２　（略）
２の２　ロについては、注１の⑴又は⑵に掲げる者であって、区分４以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。	２の２　ロについては、注１の⑴又は⑵に掲げる者であって、区分６（区分命令第１条第７号に掲げる区分６をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。
３～５　（略）	３～５　（略）
６　別に厚生労働大臣が定める者が、区分６（区分命令第１条第７号に掲げる区分６をいう。以下同じ。）に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	６　別に厚生労働大臣が定める者が、区分６に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
７　別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に２人の重度訪問介護従業者が１人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める	７　別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に２人の重度訪問介護従業者が１人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める

要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。	要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。
８～12　（略）	８～12　（略）
13　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
14　指定障害福祉サービス基準第43条第１項、第43条の４及び第48条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
15　指定障害福祉サービス基準第43条第１項又は第43条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	13　指定障害福祉サービス基準第43条第１項又は第43条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
16　指定障害福祉サービス基準第43条第１項、第43条の４及び第48条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
17　利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の１の注２又は１の２の注３若しくは注４の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。	14　利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の１の注５又は１の２の注６若しくは注７の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

２　移動介護加算	２　移動介護加算
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
注１　（略）	注１　（略）
２　別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に２人の重度訪問介護従業者が１人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。	２　別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に２人の重度訪問介護従業者が１人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。
２の２～５　（略）	２の２～５　（略）
５の２　行動障害支援連携加算　584単位	５の２　行動障害支援連携加算　584単位
注　利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書（第４の１及び４の２において「支援計画シート等」という。）を作成した者（以下この５の２において「作成者」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、１回を限度として、所定単位数を加算する。	注　利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書（第４の１の注２において「支援計画シート等」という。）を作成した者（以下この５の２において「作成者」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、１回を限度として、所定単位数を加算する。
５の３　入院時支援連携加算　300単位	（新設）
注　医療法第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支	

援を行うために必要な調整を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

6　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

7　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

6　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

7　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

８　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	８　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、１から５の３までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、１から５の２までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第３　同行援護	第３　同行援護
１　同行援護サービス費	１　同行援護サービス費
イ　所要時間30分未満の場合　191単位	イ　所要時間30分未満の場合　190単位
ロ　所要時間30分以上１時間未満の場合　302単位	ロ　所要時間30分以上１時間未満の場合　300単位
ハ　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　436単位	ハ　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　433単位
ニ　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　501単位	ニ　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　498単位
ホ　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　566単位	ホ　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　563単位
ヘ　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　632単位	ヘ　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　628単位
ト　所要時間３時間以上の場合　697単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに66単位を加算した単位数	ト　所要時間３時間以上の場合　693単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに65単位を加算した単位数
注１～10　（略）	注１～10　（略）
11　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
12　指定障害福祉サービス基準第43条第２項及び第48条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
13　指定障害福祉サービス基準第43条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位	11　指定障害福祉サービス基準第43条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につ

数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	き５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
14　指定障害福祉サービス基準第43条第２項及び第48条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
15　（略）	12　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　福祉・介護職員処遇改善加算	５　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
６・７　（略）	６・７　（略）
第４　行動援護	第４　行動援護
１　行動援護サービス費	１　行動援護サービス費
イ　所要時間30分未満の場合　288単位	イ　所要時間30分未満の場合　258単位
ロ　所要時間30分以上１時間未満の場合　437単位	ロ　所要時間30分以上１時間未満の場合　407単位
ハ　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　619単位	ハ　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合　592単位
ニ　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　762単位	ニ　所要時間１時間30分以上２時間未満の場合　741単位
ホ　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　905単位	ホ　所要時間２時間以上２時間30分未満の場合　891単位
ヘ　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　1,047単位	ヘ　所要時間２時間30分以上３時間未満の場合　1,040単位

ト	（略）	
チ	所要時間３時間30分以上４時間未満の場合	1,334単位
リ	所要時間４時間以上４時間30分未満の場合	1,479単位
ヌ	所要時間４時間30分以上５時間未満の場合	1,623単位
ル	所要時間５時間以上５時間30分未満の場合	1,764単位
ヲ	所要時間５時間30分以上６時間未満の場合	1,904単位
ワ	所要時間６時間以上６時間30分未満の場合	2,046単位
カ	所要時間６時間30分以上７時間未満の場合	2,192単位
ヨ	所要時間７時間以上７時間30分未満の場合	2,340単位
タ	所要時間７時間30分以上の場合	2,485単位

注１　次の⑴及び⑵のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（３において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

⑴・⑵　（略）

２～９　（略）

10　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算

ト	（略）	
チ	所要時間３時間30分以上４時間未満の場合	1,340単位
リ	所要時間４時間以上４時間30分未満の場合	1,491単位
ヌ	所要時間４時間30分以上５時間未満の場合	1,641単位
ル	所要時間５時間以上５時間30分未満の場合	1,791単位
ヲ	所要時間５時間30分以上６時間未満の場合	1,940単位
ワ	所要時間６時間以上６時間30分未満の場合	2,091単位
カ	所要時間６時間30分以上７時間未満の場合	2,240単位
ヨ	所要時間７時間以上７時間30分未満の場合	2,391単位
タ	所要時間７時間30分以上の場合	2,540単位

注１　次の⑴及び⑵のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（３において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（注４及び注７において「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

⑴・⑵　（略）

２～９　（略）

（新設）

する。	
11　指定障害福祉サービス基準第43条第２項及び第48条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
12　指定障害福祉サービス基準第43条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	10　指定障害福祉サービス基準第43条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
13　指定障害福祉サービス基準第43条第２項及び第48条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
14　（略）	11　（略）
２～４の２　（略）	２～４の２　（略）
５　福祉・介護職員処遇改善加算	５　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）

６・７　（略）	６・７　（略）
第５　療養介護	第５　療養介護
１　療養介護サービス費（１日につき）	１　療養介護サービス費（１日につき）
イ　療養介護サービス費	イ　療養介護サービス費
(1)　療養介護サービス費(Ⅰ)	(1)　療養介護サービス費(Ⅰ)
㈠　利用定員が40人以下　974単位	㈠　利用定員が40人以下　965単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下　948単位	㈡　利用定員が41人以上60人以下　939単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下　900単位	㈢　利用定員が61人以上80人以下　891単位
㈣　利用定員が81人以上　861単位	㈣　利用定員が81人以上　853単位
(2)　療養介護サービス費(Ⅱ)	(2)　療養介護サービス費(Ⅱ)
㈠　利用定員が40人以下　710単位	㈠　利用定員が40人以下　703単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下　674単位	㈡　利用定員が41人以上60人以下　667単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下　625単位	㈢　利用定員が61人以上80人以下　619単位
㈣　利用定員が81人以上　595単位	㈣　利用定員が81人以上　589単位
(3)　療養介護サービス費(Ⅲ)	(3)　療養介護サービス費(Ⅲ)
㈠　利用定員が40人以下　561単位	㈠　利用定員が40人以下　556単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下　532単位	㈡　利用定員が41人以上60人以下　527単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下　502単位	㈢　利用定員が61人以上80人以下　497単位
㈣　利用定員が81人以上　481単位	㈣　利用定員が81人以上　475単位
(4)　療養介護サービス費(Ⅳ)	(4)　療養介護サービス費(Ⅳ)
㈠　利用定員が40人以下　452単位	㈠　利用定員が40人以下　445単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下　416単位	㈡　利用定員が41人以上60人以下　409単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下　385単位	㈢　利用定員が61人以上80人以下　381単位
㈣　利用定員が81人以上　366単位	㈣　利用定員が81人以上　361単位
(5)　療養介護サービス費(Ⅴ)	(5)　療養介護サービス費(Ⅴ)
㈠　利用定員が40人以下　452単位	㈠　利用定員が40人以下　445単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下　416単位	㈡　利用定員が41人以上60人以下　409単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下　385単位	㈢　利用定員が61人以上80人以下　381単位
㈣　利用定員が81人以上　366単位	㈣　利用定員が81人以上　361単位
ロ　経過的療養介護サービス費	ロ　経過的療養介護サービス費
(1)　経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(1)　経過的療養介護サービス費(Ⅰ)

㈠　利用定員が40人以下　915単位	㈠　利用定員が40人以下　902単位
㈡　利用定員が41人以上60人以下　911単位	㈡　利用定員が41人以上60人以下　902単位
㈢　利用定員が61人以上80人以下　882単位	㈢　利用定員が61人以上80人以下　873単位
㈣　利用定員が81人以上　846単位	㈣　利用定員が81人以上　838単位
注１～９　（略）	注１～９　（略）
10　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
11　指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
12　指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	10　指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
13　指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位	５　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位
注　指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第１条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障	注　指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第１条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障

害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。	害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
５の２　集中的支援加算　1,000単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において強度行動障害を有する者に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定療養介護事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
6　福祉・介護職員処遇改善加算	6　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算⑴　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数	イ　福祉・介護職員処遇改善加算⑴　１から５までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算⑵　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算⑵　１から５までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
7　福祉・介護職員等特定処遇改善加算	7　福祉・介護職員等特定処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
8　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	8　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、１から５の２までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、１から５までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第６　生活介護	第６　生活介護
１　生活介護サービス費（１日につき）	１　生活介護サービス費（１日につき）
イ　生活介護サービス費	イ　生活介護サービス費
⑴　利用定員が５人以下	⑴　利用定員が20人以下
①　所要時間３時間未満の場合	
㈠　区分６　669単位	㈠　区分６　1,288単位
㈡　区分５　500単位	㈡　区分５　964単位
㈢　区分４　347単位	㈢　区分４　669単位
㈣　区分３　310単位	㈣　区分３　599単位
㈤　区分２以下　283単位	㈤　区分２以下　546単位
	⑵　利用定員が21人以上40人以下

② 所要時間３時間以上４時間未満の場合

㈠ 区分６ 836単位

㈡ 区分５ 625単位

㈢ 区分４ 434単位

㈣ 区分３ 387単位

㈤ 区分２以下 353単位

③ 所要時間４時間以上５時間未満の場合

㈠ 区分６ 1,003単位

㈡ 区分５ 750単位

㈢ 区分４ 520単位

㈣ 区分３ 465単位

㈤ 区分２以下 423単位

④ 所要時間５時間以上６時間未満の場合

㈠ 区分６ 1,170単位

㈡ 区分５ 875単位

㈢ 区分４ 607単位

㈣ 区分３ 543単位

㈤ 区分２以下 495単位

⑤ 所要時間６時間以上７時間未満の場合

㈠ 区分６ 1,628単位

㈡ 区分５ 1,218単位

㈢ 区分４ 845単位

㈣ 区分３ 755単位

㈤ 区分２以下 689単位

⑥ 所要時間７時間以上８時間未満の場合

㈠ 区分６ 1,672単位

㈡ 区分５ 1,250単位

㈢ 区分４ 866単位

㈣ 区分３ 775単位

㈤ 区分２以下 706単位

⑦ 所要時間８時間以上９時間未満の場合

㈠ 区分６ 1,147単位

㈡ 区分５ 853単位

㈢ 区分４ 585単位

㈣ 区分３ 524単位

㈤ 区分２以下 476単位

⑶ 利用定員が41人以上60人以下

㈠ 区分６ 1,108単位

㈡ 区分５ 820単位

㈢ 区分４ 562単位

㈣ 区分３ 496単位

㈤ 区分２以下 453単位

⑷ 利用定員が61人以上80人以下

㈠ 区分６ 1,052単位

㈡ 区分５ 785単位

㈢ 区分４ 543単位

㈣ 区分３ 487単位

㈤ 区分２以下 439単位

⑸ 利用定員が81人以上

㈠ 区分６ 1,039単位

㈡ 区分５ 774単位

㈢ 区分４ 541単位

㈣ 区分３ 484単位

㈤ 区分２以下 434単位

㈠　区分６	1,733単位
㈡　区分５	1,312単位
㈢　区分４	927単位
㈣　区分３	837単位
㈤　区分２以下	767単位
⑵　利用定員が６人以上10人以下	
①　所要時間３時間未満の場合	
㈠　区分６	649単位
㈡　区分５	485単位
㈢　区分４	336単位
㈣　区分３	301単位
㈤　区分２以下	274単位
②　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　区分６	812単位
㈡　区分５	607単位
㈢　区分４	420単位
㈣　区分３	376単位
㈤　区分２以下	343単位
③　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　区分６	974単位
㈡　区分５	727単位
㈢　区分４	504単位
㈣　区分３	452単位
㈤　区分２以下	411単位
④　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　区分６	1,136単位
㈡　区分５	849単位
㈢　区分４	588単位
㈣　区分３	526単位
㈤　区分２以下	480単位
⑤　所要時間６時間以上７時間未満の場合	

㈠　区分６	1,580単位
㈡　区分５	1,182単位
㈢　区分４	819単位
㈣　区分３	733単位
㈤　区分２以下	668単位
⑥　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　区分６	1,622単位
㈡　区分５	1,213単位
㈢　区分４	840単位
㈣　区分３	752単位
㈤　区分２以下	685単位
⑦　所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠　区分６	1,684単位
㈡　区分５	1,274単位
㈢　区分４	901単位
㈣　区分３	814単位
㈤　区分２以下	746単位
⑶　利用定員が11人以上20人以下	
①　所要時間３時間未満の場合	
㈠　区分６	517単位
㈡　区分５	386単位
㈢　区分４	268単位
㈣　区分３	239単位
㈤　区分２以下	218単位
②　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　区分６	646単位
㈡　区分５	483単位
㈢　区分４	335単位
㈣　区分３	300単位
㈤　区分２以下	273単位
③　所要時間４時間以上５時間未満の場合	

㈠　区分６	774単位
㈡　区分５	578単位
㈢　区分４	401単位
㈣　区分３	358単位
㈤　区分２以下	327単位
④　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　区分６	904単位
㈡　区分５	676単位
㈢　区分４	469単位
㈣　区分３	419単位
㈤　区分２以下	381単位
⑤　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　区分６	1,258単位
㈡　区分５	941単位
㈢　区分４	652単位
㈣　区分３	583単位
㈤　区分２以下	532単位
⑥　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　区分６	1,291単位
㈡　区分５	966単位
㈢　区分４	669単位
㈣　区分３	598単位
㈤　区分２以下	545単位
⑦　所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠　区分６	1,353単位
㈡　区分５	1,027単位
㈢　区分４	730単位
㈣　区分３	660単位
㈤　区分２以下	607単位
⑷　利用定員が21人以上30人以下	
①　所要時間３時間未満の場合	

㈠　区分６	449単位
㈡　区分５	333単位
㈢　区分４	228単位
㈣　区分３	204単位
㈤　区分２以下	185単位
②　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　区分６	575単位
㈡　区分５	427単位
㈢　区分４	293単位
㈣　区分３	262単位
㈤　区分２以下	236単位
③　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　区分６	690単位
㈡　区分５	512単位
㈢　区分４	351単位
㈣　区分３	313単位
㈤　区分２以下	284単位
④　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　区分６	805単位
㈡　区分５	597単位
㈢　区分４	409単位
㈣　区分３	366単位
㈤　区分２以下	332単位
⑤　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　区分６	1,120単位
㈡　区分５	833単位
㈢　区分４	570単位
㈣　区分３	510単位
㈤　区分２以下	463単位
⑥　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　区分６	1,150単位

㈡ 区分５	854単位
㈢ 区分４	584単位
㈣ 区分３	523単位
㈤ 区分２以下	475単位
⑦ 所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠ 区分６	1,211単位
㈡ 区分５	915単位
㈢ 区分４	646単位
㈣ 区分３	584単位
㈤ 区分２以下	536単位
⑸ 利用定員が31人以上40人以下	
① 所要時間３時間未満の場合	
㈠ 区分６	447単位
㈡ 区分５	331単位
㈢ 区分４	226単位
㈣ 区分３	203単位
㈤ 区分２以下	184単位
② 所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠ 区分６	558単位
㈡ 区分５	414単位
㈢ 区分４	284単位
㈣ 区分３	253単位
㈤ 区分２以下	229単位
③ 所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠ 区分６	670単位
㈡ 区分５	497単位
㈢ 区分４	340単位
㈣ 区分３	305単位
㈤ 区分２以下	277単位
④ 所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠ 区分６	782単位

㈡ 区分５	579単位
㈢ 区分４	396単位
㈣ 区分３	355単位
㈤ 区分２以下	322単位
⑤ 所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠ 区分６	1,087単位
㈡ 区分５	808単位
㈢ 区分４	553単位
㈣ 区分３	495単位
㈤ 区分２以下	450単位
⑥ 所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠ 区分６	1,116単位
㈡ 区分５	829単位
㈢ 区分４	567単位
㈣ 区分３	507単位
㈤ 区分２以下	461単位
⑦ 所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠ 区分６	1,178単位
㈡ 区分５	890単位
㈢ 区分４	629単位
㈣ 区分３	568単位
㈤ 区分２以下	522単位
⑹ 利用定員が41人以上50人以下	
① 所要時間３時間未満の場合	
㈠ 区分６	445単位
㈡ 区分５	328単位
㈢ 区分４	224単位
㈣ 区分３	198単位
㈤ 区分２以下	181単位
② 所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠ 区分６	555単位

㈡　区分５	410単位
㈢　区分４	281単位
㈣　区分３	247単位
㈤　区分２以下	226単位
③　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　区分６	666単位
㈡　区分５	493単位
㈢　区分４	337単位
㈣　区分３	297単位
㈤　区分２以下	271単位
④　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　区分６	778単位
㈡　区分５	574単位
㈢　区分４	393単位
㈣　区分３	346単位
㈤　区分２以下	316単位
⑤　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　区分６	1,082単位
㈡　区分５	800単位
㈢　区分４	547単位
㈣　区分３	483単位
㈤　区分２以下	441単位
⑥　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　区分６	1,110単位
㈡　区分５	821単位
㈢　区分４	561単位
㈣　区分３	495単位
㈤　区分２以下	452単位
⑦　所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠　区分６	1,172単位
㈡　区分５	882単位

㈢　区分４	623単位
㈣　区分３	556単位
㈤　区分２以下	513単位
⑺　利用定員が51人以上60人以下	
①　所要時間３時間未満の場合	
㈠　区分６	431単位
㈡　区分５	319単位
㈢　区分４	221単位
㈣　区分３	197単位
㈤　区分２以下	178単位
②　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　区分６	539単位
㈡　区分５	398単位
㈢　区分４	276単位
㈣　区分３	245単位
㈤　区分２以下	222単位
③　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　区分６	647単位
㈡　区分５	477単位
㈢　区分４	330単位
㈣　区分３	294単位
㈤　区分２以下	266単位
④　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　区分６	754単位
㈡　区分５	557単位
㈢　区分４	384単位
㈣　区分３	343単位
㈤　区分２以下	310単位
⑤　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　区分６	1,049単位
㈡　区分５	775単位

㈢　区分４	533単位
㈣　区分３	475単位
㈤　区分２以下	429単位
⑥　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　区分６	1,078単位
㈡　区分５	797単位
㈢　区分４	547単位
㈣　区分３	488単位
㈤　区分２以下	442単位
⑦　所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠　区分６	1,140単位
㈡　区分５	858単位
㈢　区分４	609単位
㈣　区分３	549単位
㈤　区分２以下	503単位
⑻　利用定員が61人以上70人以下	
①　所要時間３時間未満の場合	
㈠　区分６	421単位
㈡　区分５	314単位
㈢　区分４	219単位
㈣　区分３	195単位
㈤　区分２以下	176単位
②　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　区分６	527単位
㈡　区分５	393単位
㈢　区分４	274単位
㈣　区分３	243単位
㈤　区分２以下	220単位
③　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　区分６	633単位
㈡　区分５	472単位

㈢　区分４	327単位
㈣　区分３	291単位
㈤　区分２以下	264単位
④　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　区分６	738単位
㈡　区分５	550単位
㈢　区分４	381単位
㈣　区分３	339単位
㈤　区分２以下	307単位
⑤　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　区分６	1,026単位
㈡　区分５	764単位
㈢　区分４	530単位
㈣　区分３	471単位
㈤　区分２以下	426単位
⑥　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　区分６	1,054単位
㈡　区分５	786単位
㈢　区分４	544単位
㈣　区分３	484単位
㈤　区分２以下	438単位
⑦　所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠　区分６	1,115単位
㈡　区分５	847単位
㈢　区分４	605単位
㈣　区分３	545単位
㈤　区分２以下	499単位
⑼　利用定員が71人以上80人以下	
①　所要時間３時間未満の場合	
㈠　区分６	413単位
㈡　区分５	309単位

㈢　区分４	214単位
㈣　区分３	191単位
㈤　区分２以下	173単位
②　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　区分６	515単位
㈡　区分５	384単位
㈢　区分４	267単位
㈣　区分３	237単位
㈤　区分２以下	215単位
③　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　区分６	618単位
㈡　区分５	461単位
㈢　区分４	319単位
㈣　区分３	285単位
㈤　区分２以下	257単位
④　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　区分６	720単位
㈡　区分５	538単位
㈢　区分４	372単位
㈣　区分３	331単位
㈤　区分２以下	300単位
⑤　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　区分６	1,000単位
㈡　区分５	745単位
㈢　区分４	516単位
㈣　区分３	459単位
㈤　区分２以下	415単位
⑥　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　区分６	1,027単位
㈡　区分５	766単位
㈢　区分４	529単位

㈣　区分３	471単位
㈤　区分２以下	425単位
⑦　所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠　区分６	1,088単位
㈡　区分５	828単位
㈢　区分４	590単位
㈣　区分３	532単位
㈤　区分２以下	487単位
⑽　利用定員が81人以上	
①　所要時間３時間未満の場合	
㈠　区分６	408単位
㈡　区分５	306単位
㈢　区分４	211単位
㈣　区分３	189単位
㈤　区分２以下	171単位
②　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　区分６	510単位
㈡　区分５	381単位
㈢　区分４	264単位
㈣　区分３	235単位
㈤　区分２以下	212単位
③　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　区分６	611単位
㈡　区分５	456単位
㈢　区分４	315単位
㈣　区分３	283単位
㈤　区分２以下	254単位
④　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　区分６	713単位
㈡　区分５	532単位
㈢　区分４	367単位

㈣　区分３　329単位	
㈤　区分２以下　297単位	
⑤　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　区分６　991単位	
㈡　区分５　739単位	
㈢　区分４　510単位	
㈣　区分３　457単位	
㈤　区分２以下　411単位	
⑥　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　区分６　1,017単位	
㈡　区分５　759単位	
㈢　区分４　523単位	
㈣　区分３　470単位	
㈤　区分２以下　423単位	
⑦　所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠　区分６　1,078単位	
㈡　区分５　821単位	
㈢　区分４　584単位	
㈣　区分３　531単位	
㈤　区分２以下　485単位	
ロ　共生型生活介護サービス費	ロ　共生型生活介護サービス費
(1)　共生型生活介護サービス費(Ⅰ)　697単位	(1)　共生型生活介護サービス費(Ⅰ)　693単位
(2)　共生型生活介護サービス費(Ⅱ)　859単位	(2)　共生型生活介護サービス費(Ⅱ)　854単位
ハ　基準該当生活介護サービス費	ハ　基準該当生活介護サービス費
(1)　基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)　697単位	(1)　基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)　693単位
(2)　基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)　859単位	(2)　基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)　854単位
（削る）	ニ　経過的生活介護サービス費　別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第９において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第１に掲げるそれぞれの所定

注１　イ及びハについては、次の⑴から⑸までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第１項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第２条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）、所要時間及び障害支援区分に応じ（⑸に該当する場合にあっては、区分５とみなして、利用定員及び所要時間に応じ）、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第１項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注６に規定する指定生活介護等（注１の５に規定する共生型生活

単位数に100分の94を乗じて得た単位数

注１　イ及びハについては、次の⑴から⑸までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第１項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第２条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（⑸に該当する場合にあっては、区分５とみなして、利用定員に応じ）、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第１項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注７に規定する指定生活介護等（注１の２に規定する共生型生活介護を除く。注５におい

介護を除く。注４において同じ。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	て同じ。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
⑴～⑸　（略）	⑴～⑸　（略）
１の２　イについては、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223条第１項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（特定基準該当生活介護に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第１項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（以下「生活介護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定する。	（新設）
１の３　イの⑴及び⑵については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指	（新設）

定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、１日につき所定単位数を算定する。	
１の４　指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、イの⑴の⑦、⑵の⑦、⑶の⑦、⑷の⑦、⑸の⑦、⑹の⑦、⑺の⑦、⑻の⑦、⑼の⑦及び⑽の⑦は算定しない。	（新設）
１の５・１の６　（略）	１の２・１の３　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（削る）	４　ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注７に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、令和６年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定する。
４　イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、ロについては⑴又は⑶に該当する場合に、ハについては⑶に該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	５　イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、ロについては⑴又は⑶に該当する場合に、ハについては⑶に該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　注６に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画等が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	⑵　注７に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項

に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（特定基準該当生活介護に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第１項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（以下「生活介護計画等」という。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠・㈡　（略）

⑶　前３月における指定生活介護事業所、共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前３月において当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が５時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合　100分の70

６　イからハまでについては、指定障害福祉サービス基準第89条第３号（指定障害福祉サービス基準第93条の５及び第223条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

７・８　（略）

㈠・㈡　（略）

⑶　前３月における共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前３月において当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が５時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合　100分の70

５　ロ及びハについては、指定障害福祉サービス基準第93条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第89条第３号に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

６・７　（略）

８　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。	（新設）
９　指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
10　指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	８の２　指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
11　指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２又は指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
12・13　（略）	８の３・９　（略）

2　人員配置体制加算	2　人員配置体制加算
イ　人員配置体制加算(Ⅰ)	（新設）
(1)　利用定員が20人以下　321単位	
(2)　利用定員が21人以上60人以下　263単位	
(3)　利用定員が61人以上　245単位	
ロ　人員配置体制加算(Ⅱ)	イ　人員配置体制加算(Ⅰ)
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
ハ　人員配置体制加算(Ⅲ)	ロ　人員配置体制加算(Ⅱ)
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
ニ　人員配置体制加算(Ⅳ)	ハ　人員配置体制加算(Ⅲ)
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
注１　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって、区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（１の注１の(1)又は(2)に該当する者に限る。注２から注４までにおいて同じ。）に対して、１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。	（新設）

２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日に

注１　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（１の注１の⑴又は⑵のいずれかに該当する者に限る。注２及び注３において同じ。）に対して、１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につ

つき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

４　ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

３　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１・２　（略）

３　ハについては、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

⑴・⑵　（略）

３の２　常勤看護職員等配置加算

⑴	利用定員が５人以下	32単位
⑵	利用定員が６人以上10人以下	30単位
⑶	利用定員が11人以上20人以下	28単位

き所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

３　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１・２　（略）

３　ハについては、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算⑴又はロの福祉専門職員配置等加算⑵を算定している場合は、算定しない。

⑴・⑵　（略）

３の２　常勤看護職員等配置加算

イ　常勤看護職員等配置加算⑴

⑴	利用定員が20人以下	28単位
⑵	利用定員が21人以上40人以下	19単位

⑷	利用定員が21人以上30人以下	24単位
⑸	利用定員が31人以上40人以下	19単位
⑹	利用定員が41人以上50人以下	15単位
⑺	利用定員が51人以上60人以下	11単位
⑻	利用定員が61人以上70人以下	10単位
⑼	利用定員が71人以上80人以下	８単位
⑽	利用定員が81人以上	６単位

注　看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第２条第16号又は指定障害者支援施設基準第２条第15号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で１人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算する。

（削る）

⑶	利用定員が41人以上60人以下	11単位
⑷	利用定員が61人以上80人以下	８単位
⑸	利用定員が81人以上	６単位

ロ　常勤看護職員等配置加算Ⅱ

⑴	利用定員が20人以下	56単位
⑵	利用定員が21人以上40人以下	38単位
⑶	利用定員が41人以上60人以下	22単位
⑷	利用定員が61人以上80人以下	16単位
⑸	利用定員が81人以上	12単位

ハ　常勤看護職員等配置加算Ⅲ

⑴	利用定員が20人以下	84単位
⑵	利用定員が21人以上40人以下	57単位
⑶	利用定員が41人以上60人以下	33単位
⑷	利用定員が61人以上80人以下	24単位
⑸	利用定員が81人以上	18単位

注１　イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第２条第16号又は指定障害者支援施設基準第２条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で１人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算Ⅱ又はハの常勤看護職員等配置加算Ⅲを算定している場合は、算定しない。

２　ロについては、看護職員を常勤換算方法で２人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。ただし、ハの常勤看護職員等

（削る）	配置加算(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない。 ３　ハについては、看護職員を常勤換算方法で３人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、２人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。
（削る）	４　イからハまでについては、１の注５の(1)に該当する場合は、算定しない。
４　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	４　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位
イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)　51単位	（新設）
ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)　41単位	（新設）
注１　イについては、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の２第１号、第93条の３第２号、第93条の４第４号、第220条若しくは附則第４条又は指定障害者支援施設基準第４条若しくは附則第３条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	注　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の２第１号、第93条の３第２号、第93条の４第４号、第220条若しくは附則第４条又は指定障害者支援施設基準第４条若しくは附則第３条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、視覚障害者等である指定生活介護等の	（新設）

利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の２第１号、第93条の３第２号、第93条の４第４号、第220条若しくは附則第４条又は指定障害者支援施設基準第４条若しくは附則第３条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
４の２　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
５～７　（略）	５～７　（略）
７の２　重度障害者支援加算	７の２　重度障害者支援加算
イ　（略）	イ　（略）
ロ　重度障害者支援加算(Ⅱ)　360単位	ロ　重度障害者支援加算(Ⅱ)　７単位
ハ　重度障害者支援加算(Ⅲ)　180単位	（新設）
注１　イについては、２のイの人員配置体制加算(Ⅰ)又はロの人員配置体制加算(Ⅱ)及び３の２の常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの（看護職員を常勤換算方法で３人以上配置しているものに限る。）として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等に	注１　イについては、２のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び３の２のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、２人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生

おいて、２人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。	活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分６に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
３　ロの重度障害者支援加算⑵が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算する。	３　ロの重度障害者支援加算⑵が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者１人当たりの利用者の数が５を超える場合には、５を超える数については、加算しない。
４　ロの重度障害者支援加算⑵が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算する。	（新設）
５　注３の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算する。	４　注３の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算する。
６　ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分４以上に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支	（新設）

援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。	
７　ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算する。	（新設）
８　ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算する。	（新設）
９　注７の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算する。	（新設）
10　イからハまでについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。	５　イ及びロについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。
８・９　（略）	８・９　（略）
10　食事提供体制加算　30単位	10　食事提供体制加算　30単位
注　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第１号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第５条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第４号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サー	注　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第１号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第５条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第４号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サー

ビス等のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第１項第２号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の２に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）である者並びに同令第17条第２号から第４号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	ビス等のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第１項第２号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の２に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）である者並びに同令第17条第２号から第４号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。	（新設）
⑵　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。	（新設）
⑶　利用者ごとの体重又はＢＭＩ（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね６月に１回記録していること。	（新設）

ＢＭＩ＝体重（kg）／身長（m）^{2}	
11　延長支援加算	
⑴　９時間以上10時間未満の場合	100単位
⑵　10時間以上11時間未満の場合	200単位
⑶　11時間以上12時間未満の場合	300単位
⑷　12時間以上	400単位
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間８時間以上９時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間８時間以上９時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が９時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算する。	
12　送迎加算	
イ・ロ　（略）	
注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場	

11　延長支援加算	
⑴　延長時間１時間未満の場合	61単位
⑵　延長時間１時間以上の場合	92単位
（新設）	
（新設）	
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。以下この注において同じ。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。	
12　送迎加算	
イ・ロ　（略）	
注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	

合に、片道につき所定単位数を加算する。	
２・３　（略）	
13　障害福祉サービスの体験利用支援加算	
イ・ロ　（略）	
注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。	
⑴・⑵　（略）	
２～４　（略）	
13の２　就労移行支援体制加算	
イ　（略）	
ロ　利用定員が21人以上30人以下	20単位
ハ　利用定員が31人以上40人以下	18単位
ニ　利用定員が41人以上50人以下	14単位
ホ　利用定員が51人以上60人以下	10単位
ヘ　利用定員が61人以上70人以下	８単位
ト　利用定員が71人以上80人以下	７単位
チ　利用定員が81人以上	６単位
注　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が	

２・３　（略）	
13　障害福祉サービスの体験利用支援加算	
イ・ロ　（略）	
注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。	
⑴・⑵　（略）	
２～４　（略）	
13の２　就労移行支援体制加算	
イ　（略）	
ロ　利用定員が21人以上40人以下	18単位
ハ　利用定員が41人以上60人以下	10単位
ニ　利用定員が61人以上80人以下	７単位
ホ　利用定員が81人以上	６単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
注　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算す	

６月に達した者）（過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。	る。	
13の３　入浴支援加算　80単位	（新設）	
注　別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、１日につき所定単位数を加算する。		
13の４　喀痰（かくたん）吸引等実施加算　30単位	（新設）	
注　指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者であって喀痰（かくたん）吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰（かくたん）吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。		
13の５　栄養スクリーニング加算　５単位	（新設）	
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、１回につき所定単位数を加算する。		
13の６　栄養改善加算　200単位	（新設）	
注　次の⑴から⑷までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別		

的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に２回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 ⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を１名以上配置していること。 ⑵　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。 ⑶　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ⑷　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。		
13の７　緊急時受入加算　100単位	（新設）	
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。		
13の８　集中的支援加算　1,000単位	（新設）	
注　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又		

はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
14　福祉・介護職員処遇改善加算	14　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の２までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の２までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の２までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）
15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算	15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算

する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。	する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の２までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の２までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）
16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、１から13の８までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、１から13の２までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第７　短期入所	第７　短期入所
１　短期入所サービス費（１日につき）	１　短期入所サービス費（１日につき）
イ　福祉型短期入所サービス費	イ　福祉型短期入所サービス費
(1)　福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(1)　福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)
㈠　区分６　923単位	㈠　区分６　903単位
㈡　区分５　784単位	㈡　区分５　767単位
㈢　区分４　648単位	㈢　区分４　634単位
㈣　区分３　583単位	㈣　区分３　570単位
㈤　区分１及び区分２　509単位	㈤　区分１及び区分２　498単位
(2)　福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(2)　福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)
㈠　区分６　602単位	㈠　区分６　589単位
㈡　区分５　527単位	㈡　区分５　516単位
㈢　区分４　318単位	㈢　区分４　311単位

㈣　区分３	240単位
㈤　区分１及び区分２	173単位
(3)　福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
㈠　区分３	784単位
㈡　区分２	615単位
㈢　区分１	509単位
(4)　福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
㈠　区分３	527単位
㈡　区分２	279単位
㈢　区分１	173単位
(5)　福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
㈠　区分６	1,164単位
㈡　区分５	1,026単位
㈢　区分４	889単位
㈣　区分３	824単位
㈤　区分１及び区分２	751単位
(6)　福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
㈠　区分６	844単位
㈡　区分５	770単位
㈢　区分４	559単位
㈣　区分３	483単位
㈤　区分１及び区分２	413単位
(7)　福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
㈠　区分３	1,026単位
㈡　区分２	858単位
㈢　区分１	752単位
(8)　福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
㈠　区分３	770単位
㈡　区分２	521単位
㈢　区分１	412単位
(9)　福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)	

㈣　区分３	235単位
㈤　区分１及び区分２	169単位
(3)　福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
㈠　区分３	767単位
㈡　区分２	602単位
㈢　区分１	498単位
(4)　福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
㈠　区分３	516単位
㈡　区分２	273単位
㈢　区分１	169単位
(5)　福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
㈠　区分６	1,104単位
㈡　区分５	969単位
㈢　区分４	835単位
㈣　区分３	772単位
㈤　区分１及び区分２	700単位
(6)　福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
㈠　区分６	791単位
㈡　区分５	719単位
㈢　区分４	513単位
㈣　区分３	438単位
㈤　区分１及び区分２	370単位
(7)　福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
㈠　区分３	969単位
㈡　区分２	804単位
㈢　区分１	700単位
(8)　福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
㈠　区分３	719単位
㈡　区分２	475単位
㈢　区分１	370単位
（新設）	

㈠　区分６　1,107単位	
㈡　区分５　977単位	
㈢　区分４　846単位	
㈣　区分３　784単位	
㈤　区分１及び区分２　715単位	
⑽　福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)	（新設）
㈠　区分３　977単位	
㈡　区分２　816単位	
㈢　区分１　714単位	
ロ　医療型短期入所サービス費	ロ　医療型短期入所サービス費
(1)　医療型短期入所サービス費(Ⅰ)　3,117単位	(1)　医療型短期入所サービス費(Ⅰ)　3,010単位
(2)　医療型短期入所サービス費(Ⅱ)　2,864単位	(2)　医療型短期入所サービス費(Ⅱ)　2,762単位
(3)　医療型短期入所サービス費(Ⅲ)　1,826単位	(3)　医療型短期入所サービス費(Ⅲ)　1,747単位
ハ　医療型特定短期入所サービス費	ハ　医療型特定短期入所サービス費
(1)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)　2,938単位	(1)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)　2,835単位
(2)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)　2,735単位	(2)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)　2,636単位
(3)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)　1,723単位	(3)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)　1,646単位
(4)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)　2,150単位	(4)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)　2,070単位
(5)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)　2,020単位	(5)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)　1,943単位
(6)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)　1,328単位	(6)　医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)　1,266単位
ニ　共生型短期入所サービス費	ニ　共生型短期入所サービス費
(1)　共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)　784単位	(1)　共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)　767単位
(2)　共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅱ)　240単位	(2)　共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅱ)　235単位
(3)　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)　1,013単位	(3)　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)　965単位
(4)　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅱ)　471単位	(4)　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅱ)　436単位
ホ　基準該当短期入所サービス費	ホ　基準該当短期入所サービス費
(1)　基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)　784単位	(1)　基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)　767単位
(2)　基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)　240単位	(2)　基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)　235単位
注１　（略）	注１　（略）
２　イの(2)については、区分１以上に該当する利用者が、	２　イの(2)については、区分１以上に該当する利用者が、

指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の１の２の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の１の注３の⑴に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは⑶に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の１の２の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の１の注５の⑴に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の１の注１に規定する指定就労移行支援等、第13の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等又は第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等若しくは第14の１のトに規定する基準該当就労継続支援Ｂ型（以下この１において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定する。	指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の１の２の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の１の注３の⑴に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の１の２の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の１の注５の⑴に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の１の注１に規定する指定就労移行支援等、第13の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等又は第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等若しくは第14の１のホに規定する基準該当就労継続支援Ｂ型（以下この１において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
３　（略）	３　（略）
４　イの⑷については、障害児支援区分１以上に該当する利用者が、指定通所支援（指定通所支援基準第２条第３号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第２条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の６に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の３に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この１において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定する。	４　イの⑷については、障害児支援区分１以上に該当する利用者が、指定通所支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「指定通所支援基準」という。）第２条第３号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第２条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の６に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の３に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この１において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
４の２～４の５　（略）	４の２～４の５　（略）

４の６　イの⑼については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、イの⑺又は⑻の算定対象となる利用者については、算定しない。	（新設）
４の７　イの⑽については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、イの⑺、⑻又は⑼の算定対象となる利用者については、算定しない。	（新設）
５～15の２　（略）	５～15の２　（略）
15の３　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
15の４　指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
15の５　指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	15の３　指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項に規定する基準

	を満たしていない場合であっても、減算しない。
	（新設）
15の６　指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
15の７　（略）	15の４　（略）
15の８　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に100単位を加算する。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第３項第１号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算する。	15の５　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、１日につき所定単位数に100単位を加算する。
16・17　（略）	16・17　（略）
２・２の２　（略）	２・２の２　（略）
２の３　医療的ケア対応支援加算　120単位	２の３　医療的ケア対応支援加算　120単位
注１　１のイの⑴、⑵、⑶若しくは⑷の福祉型短期入所サービス費又はニの⑴若しくは⑵の共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期	注　１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費又は１のニの⑶若しくは⑷の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき、所定単

入所等を行った場合に、１日につき、所定単位数を加算する。	位数を加算する。
２　１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費、１のイの⑼若しくは⑽の福祉型強化特定短期入所サービス費又は１のニの⑶若しくは⑷の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき、所定単位数を加算する。	（新設）
２の４　重度障害児・障害者対応支援加算　30単位	２の４　重度障害児・障害者対応支援加算　30単位
注　１のイの福祉型短期入所サービス費又はニの共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分５若しくは区分６又は障害児支援区分３に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、１日につき、所定単位数を加算する。	注　１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費又は１のニの⑶若しくは⑷の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分５若しくは区分６又は障害児支援区分３に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、１日につき、所定単位数を加算する。
３　重度障害者支援加算	３　重度障害者支援加算　50単位
イ　重度障害者支援加算⑴　50単位	（新設）
ロ　重度障害者支援加算⑵　30単位	（新設）
注１　イについては、指定短期入所事業所等において、第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	注１　指定短期入所事業所等において、第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。
２　イの重度障害者支援加算⑴が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、	２　重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、第８の１の注１の⑵に規定する別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たし

別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分６（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に100単位を加算する。	ている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に10単位を加算する。
３　注２が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に50単位を加算する。	（新設）
４　ロについては、指定短期入所事業所等において、区分４以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合。注５において同じ。）に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算⑴を算定している場合は、加算しない。	（新設）
５　ロの重度障害者支援加算⑵が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分４以上に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に70単位を加算する。	（新設）
６　注５が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設	（新設）

基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に50単位を加算する。	
４　（略）	４　（略）
５　医療連携体制加算	５　医療連携体制加算
イ～リ　（略）	イ～リ　（略）
注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費若しくは⑼若しくは⑽の福祉型強化特定短期入所サービス費、１のロの医療型短期入所サービス費、１のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは１のニの⑶若しくは⑷の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の１の２の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。	注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費、１のロの医療型短期入所サービス費、１のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは１のニの⑶若しくは⑷の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の１の２の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。
２～６　（略）	２～６　（略）
７　トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費若しくは⑼若しくは⑽	７　トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの⑸、⑹、⑺若しくは⑻の福祉型強化短期入所サービス費、１のロの医療型短期

の福祉型強化特定短期入所サービス費、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。	入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。
８・９　（略）	８・９　（略）
６・７　（略）	６・７　（略）
８　食事提供体制加算　48単位	８　食事提供体制加算　48単位
注　低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	注　低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。	（新設）
⑵　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。	（新設）
⑶　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。	（新設）
９　緊急短期入所受入加算	９　緊急短期入所受入加算
イ　緊急短期入所受入加算⑴　270単位	イ　緊急短期入所受入加算⑴　180単位
ロ　緊急短期入所受入加算⑵　500単位	ロ　緊急短期入所受入加算⑵　270単位
注１・２　（略）	注１・２　（略）
10～13　（略）	10～13　（略）
13の２　医療型短期入所受入前支援加算	（新設）
イ　医療型短期入所受入前支援加算⑴　1,000単位	
ロ　医療型短期入所受入前支援加算⑵　500単位	
注１　イについては、１のロを算定している指定短期入所事	

業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、１のイを算定している場合には、算定しない。 ２　ロについては、１のロを算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、１のイを算定している場合には、算定しない。		
13の３　集中的支援加算 イ　集中的支援加算(Ⅰ)　1,000単位 ロ　集中的支援加算(Ⅱ)　500単位 注１　イについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。 ２　ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算する。	（新設）	

14　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、１から13の３までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が

14　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、１から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、１から13の３までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第８　重度障害者等包括支援

１　重度障害者等包括支援サービス費

イ　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

⑴　所要時間１時間未満の場合　204単位

⑵　所要時間１時間以上12時間未満の場合　305単位に所要時間１時間から計算して所要時間30分を増すごとに101単位を加算した単位数

⑶　所要時間12時間以上24時間未満の場合　2,514単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに99単位を加算した単位数

ロ　短期入所を提供した場合（１日につき）　973単位

ハ　共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（１日につき）　1,019単位

注１　（略）

２　指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に２人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が１人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、１から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第８　重度障害者等包括支援

１　重度障害者等包括支援サービス費

イ　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

⑴　所要時間１時間未満の場合　203単位

⑵　所要時間１時間以上12時間未満の場合　303単位に所要時間１時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

⑶　所要時間12時間以上24時間未満の場合　2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ　短期入所を提供した場合（１日につき）　953単位

ハ　共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（１日につき）　1,003単位

注１　（略）

２　指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に２人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が１人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従事者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

３～７　（略）	３～７　（略）
８　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
９　指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
10　指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	８　指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
11　指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
12　（略）	９　（略）
２　有資格者支援加算　60単位	（新設）
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。	
２の２～２の８　（略）	２～２の７　（略）
２の９　外部連携支援加算　200単位	（新設）
注　指定重度障害者等包括支援事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委	

託を受けて障害福祉サービスの提供に当たる事業所の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、当該担当者から利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行ったときに、利用者１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
3　福祉・介護職員処遇改善加算	3　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。４及び５において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。４及び５において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から２の７までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から２の７までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から２の７までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
4　福祉・介護職員等特定処遇改善加算	4　福祉・介護職員等特定処遇改善加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、１から２の９までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、１から２の７までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	5　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、１から２の９までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、１から２の７までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第９　施設入所支援	第９　施設入所支援
１　施設入所支援サービス費（１日につき）	１　施設入所支援サービス費（１日につき）
イ　利用定員が40人以下	イ　利用定員が40人以下
⑴　区分６　463単位	⑴　区分６　459単位
⑵　区分５　392単位	⑵　区分５　387単位
⑶　区分４　316単位	⑶　区分４　312単位
⑷　区分３　239単位	⑷　区分３　236単位
⑸　区分２以下　174単位	⑸　区分２以下　171単位
ロ　利用定員が41人以上50人以下	ロ　利用定員が41人以上60人以下
⑴　区分６　362単位	⑴　区分６　360単位
⑵　区分５　303単位	⑵　区分５　301単位
⑶　区分４　240単位	⑶　区分４　239単位
⑷　区分３　189単位	⑷　区分３　188単位
⑸　区分２以下　150単位	⑸　区分２以下　149単位
ハ　利用定員が51人以上60人以下	ハ　利用定員が61人以上80人以下
⑴　区分６　355単位	⑴　区分６　299単位
⑵　区分５　297単位	⑵　区分５　251単位
⑶　区分４　235単位	⑶　区分４　201単位
⑷　区分３　185単位	⑷　区分３　165単位
⑸　区分２以下　147単位	⑸　区分２以下　135単位
ニ　利用定員が61人以上70人以下	ニ　利用定員が81人以上
⑴　区分６　301単位	⑴　区分６　273単位
⑵　区分５　252単位	⑵　区分５　226単位

⑶　区分４	202単位
⑷　区分３	166単位
⑸　区分２以下	137単位
ホ　利用定員が71人以上80人以下	
⑴　区分６	295単位
⑵　区分５	247単位
⑶　区分４	198単位
⑷　区分３	163単位
⑸　区分２以下	133単位
ヘ　利用定員が81人以上	
⑴　区分６	273単位
⑵　区分５	225単位
⑶　区分４	181単位
⑷　区分３	150単位
⑸　区分２以下	129単位
（削る）	

注１　イからへまでについては、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分１から６までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあっては、「区分２以下」とする。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあって

⑶　区分４	181単位
⑷　区分３	149単位
⑸　区分２以下	128単位
（新設）	
（新設）	

ホ　経過的施設入所支援サービス費　別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第１に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

注１　イからニまでについては、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分１から６までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあっては、「区分２以下」とする。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあって

は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

⑴～⑶　（略）

（削る）

２　イからへまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴・⑵　（略）

３　当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を減算する。

イ　管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

⑴	（略）	
⑵	利用定員が41人以上50人以下	22単位
⑶	利用定員が51人以上60人以下	19単位
⑷	利用定員が61人以上70人以下	15単位
⑸	利用定員が71人以上80人以下	14単位
⑹	利用定員が81人以上	12単位

ロ　配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

⑴	（略）	
⑵	利用定員が41人以上50人以下	10単位
⑶	利用定員が51人以上60人以下	９単位
⑷	利用定員が61人以上70人以下	７単位

は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

⑴～⑶　（略）

２　ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和６年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定する。

３　イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴・⑵　（略）

４　当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を減算する。

イ　管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

⑴	（略）	
⑵	利用定員が41人以上60人以下	22単位
⑶	利用定員が61人以上80人以下	15単位
⑷	利用定員が81人以上	12単位

（新設）

（新設）

ロ　配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

⑴	（略）	
⑵	利用定員が41人以上60人以下	10単位
⑶	利用定員が61人以上80人以下	７単位
⑷	利用定員が81人以上	６単位

⑸　利用定員が71人以上80人以下　７単位	（新設）
⑹　利用定員が81人以上　６単位	（新設）
４　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
５　指定障害者支援施設基準第24条の３第１項及び第２項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和８年３月31日までの間は、同条第１項及び第２項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。	（新設）
６　指定障害者支援施設基準第42条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
７　指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	５　指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
８　指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
２　（略）	２　（略）
３　重度障害者支援加算	３　重度障害者支援加算
イ　（略）	イ　（略）
ロ　重度障害者支援加算⑵　360単位	ロ　重度障害者支援加算⑵　７単位
ハ　重度障害者支援加算⑶　180単位	（新設）
注１・２　（略）	注１・２　（略）
３　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分６に該当し、かつ、第８	３　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った

の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	場合に、１日につき所定単位数を加算する。
４　ロの重度障害者支援加算⑵が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算する。	４　ロの重度障害者支援加算⑵が算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者１人につき５人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に180単位を加算する。
５　ロの重度障害者支援加算⑵が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算する。	（新設）
６　注４の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算する。	５　注４の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算する。
７　ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分４以上に該当し、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算⑵を算定している場合は、加算しない。	（新設）
８　ハの重度障害者支援加算⑶が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た	

指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算する。	
９　ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算する。	（新設）
10　注８の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算する。	（新設）
４　夜間看護体制加算　60単位	４　夜間看護体制加算　60単位
注　２の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（３の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、１日につき所定単位数を加算する。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に１日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（１を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算する。	注　２の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（３の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位
イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)　51単位	（新設）
ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)　41単位	（新設）
注１　イについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定施設入所支援等の利用	注　視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害

者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	（新設）
４の３　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
５　（略）	５　（略）
６　入院・外泊時加算	６　入院・外泊時加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要	注１　イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要

した場合及び利用者に対して居宅における外泊（第15の１の注３に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の１の２の注５又は注６に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の１の２の２の注３に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この６において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

２　（略）

７・８　（略）

８の２　地域移行促進加算

イ　地域移行促進加算⑴　120単位

ロ　地域移行促進加算⑵　60単位

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第１項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注１において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者（指定相談基準第３条第２項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者

した場合及び利用者に対して居宅における外泊（第15の１の注６に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の１の２の注８又は注９に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の１の２の２の注６に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この６において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

２　（略）

７・８　（略）

８の２　体験宿泊支援加算　120単位

（新設）

（新設）

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第１項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第３条第２項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

（新設）

支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、１月につき３回を限度として所定単位数を算定する。	
９～13　（略）	９～13　（略）
13の２　地域移行支援体制加算	（新設）
イ　利用定員が40人以下	
⑴　区分６　15単位	
⑵　区分５　13単位	
⑶　区分４　11単位	
⑷　区分３　８単位	
⑸　区分２以下　６単位	
ロ　利用定員が41人以上50人以下	
⑴　区分６　９単位	
⑵　区分５　７単位	
⑶　区分４　６単位	
⑷　区分３　５単位	
⑸　区分２以下　４単位	
ハ　利用定員が51人以上60人以下	
⑴　区分６　７単位	
⑵　区分５　６単位	
⑶　区分４　５単位	
⑷　区分３　４単位	
⑸　区分２以下　３単位	
ニ　利用定員が61人以上70人以下	
⑴　区分６　５単位	
⑵　区分５　４単位	
⑶　区分４　３単位	
⑷　区分３　３単位	
⑸　区分２以下　２単位	
ホ　利用定員が71人以上80人以下	

⑴　区分６　４単位 ⑵　区分５　３単位 ⑶　区分４　３単位 ⑷　区分３　２単位 ⑸　区分２以下　２単位 ヘ　利用定員が81人以上 ⑴　区分６　３単位 ⑵　区分５　３単位 ⑶　区分４　２単位 ⑷　区分３　２単位 ⑸　区分２以下　２単位 注　前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が６月以上継続している者が１人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、１年間を限度として１日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。		
13の３　通院支援加算　17単位 注　指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、１月に２回を限度として所定単位数を算定する。	（新設）	
13の４　集中的支援加算 イ　集中的支援加算⑴　1,000単位 ロ　集中的支援加算⑵　500単位 注１　イについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支援施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算	（新設）	

して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。 ２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算する。		
13の５　障害者支援施設等感染対策向上加算 イ　障害者支援施設等感染対策向上加算⑴　10単位 ロ　障害者支援施設等感染対策向上加算⑵　５単位 注１　イについては、以下の⑴から⑶までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。 ⑴　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ⑵　指定障害者支援施設基準第46条第１項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この⑵において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この⑵において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に	（新設）	

、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ⑶　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算（注２において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。 ２　ロについては、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。	
13の６　新興感染症等施設療養加算　240単位 注　入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算する。	（新設）
14　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次	14　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次

に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、１から13の６までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、１から13の６までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10　自立訓練（機能訓練）

１　機能訓練サービス費（１日につき）

イ　機能訓練サービス費(Ⅰ)

⑴	利用定員が20人以下	819単位
⑵	利用定員が21人以上40人以下	732単位
⑶	利用定員が41人以上60人以下	695単位
⑷	利用定員が61人以上80人以下	667単位
⑸	利用定員が81人以上	629単位

ロ　機能訓練サービス費(Ⅱ)

に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、１から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、１から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10　自立訓練（機能訓練）

１　機能訓練サービス費（１日につき）

イ　機能訓練サービス費(Ⅰ)

⑴	利用定員が20人以下	815単位
⑵	利用定員が21人以上40人以下	728単位
⑶	利用定員が41人以上60人以下	692単位
⑷	利用定員が61人以上80人以下	664単位
⑸	利用定員が81人以上	626単位

ロ　機能訓練サービス費(Ⅱ)

⑴　所要時間１時間未満の場合　265単位	⑴　所要時間１時間未満の場合　255単位
⑵　所要時間１時間以上の場合　606単位	⑵　所要時間１時間以上の場合　584単位
⑶　視覚障害者に対する専門的訓練の場合　779単位	⑶　視覚障害者に対する専門的訓練の場合　750単位
ハ　共生型機能訓練サービス費　721単位	ハ　共生型機能訓練サービス費　717単位
ニ　基準該当機能訓練サービス費　721単位	ニ　基準該当機能訓練サービス費　717単位
注１～２の３　（略）	注１～２の３　（略）
３　ニについては、次に掲げる場合に、１日につき所定単位数を算定する。	３　ニについては、次に掲げる場合に、１日につき所定単位数を算定する。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　指定障害福祉サービス基準第163条の２に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。	⑵　指定障害福祉サービス基準第163条の２の規定による基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。
⑶　病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第163条の３に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）において、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）（同条に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行った場合。	（新設）
４・４の２　（略）	４・４の２　（略）
４の３　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。	（新設）
４の４　指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数	（新設）

から減算する。	
４の５　指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	４の３　指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
４の６　指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の５及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２又は指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
４の７　（略）	４の４　（略）
５　（略）	５　（略）
１の２　福祉専門職員配置等加算	１の２　福祉専門職員配置等加算
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
注１　イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第１項第１号のニ若しくは第220条第１項第４号又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号のイの⑴の規定により置くべき生活支援員（注２及び注３において「生活支援員」という。）又は指定障害福祉サービス基準第162条の２第２号、第162条の３第２号若しくは第162条の４第４号の規定により置くべき従業者（注２及び注３において「共生型自立訓練（機能訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福	注１　イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第１項第１号のニ若しくは第220条第１項第４号又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号のイの⑴の規定により置くべき生活支援員（注２及び注３において「生活支援員」という。）又は指定障害福祉サービス基準第162条の２第２号若しくは第162条の３第４号の規定により置くべき従業者（注２及び注３において「共生型自立訓練（機能訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精

祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２・３　（略）	２・３　（略）
１の３　ピアサポート実施加算　100単位	（新設）
注　次の⑴及び⑵のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第４条第１項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、⑴に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算する。	
⑴　法第78条第３項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等	

とする。）配置していること。 ⑵ ⑴に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。	
２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算⑴　51単位 ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算⑵　41単位 注１　イについては、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の２第２号、第162条の３第２号、第162条の４第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。 ２　ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の２第	２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位 （新設） （新設） 注　視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の２第２号、第162条の３第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。 （新設）

２号、第162条の３第２号、第162条の４第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第２号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
２の２　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
３　（略）	３　（略）
４　欠席時対応加算　94単位	４　欠席時対応加算　94単位
注　指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の２第２号、第162条の３第２号、第162条の４第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。	注　指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の２第２号、第162条の３第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。
４の２　リハビリテーション加算	４の２　リハビリテーション加算

イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　イについては、次の⑴から⑸までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合又は次の⑴から⑹までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	注１　イについては、次の⑴から⑸までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
⑴～⑸　（略）	⑴～⑸　（略）
⑹　当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。	（新設）
２　ロについては、注１の⑴から⑸までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、注１に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イのリハビリテーション加算⑴を算定している場合は、算定しない。	２　ロについては、注１の⑴から⑸までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、注１に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
５　利用者負担上限額管理加算　150単位	５　利用者負担上限額管理加算　150単位
注　指定障害福祉サービス基準第156条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第162条の５において準用する	注　指定障害福祉サービス基準第156条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第162条の４において準用する

指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第２項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。	指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第２項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。
６　食事提供体制加算　30単位	６　食事提供体制加算　30単位
注　低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）、低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者又は低所得者等である病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所若しくは病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	注　低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。	（新設）
⑵　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。	（新設）
⑶　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。	（新設）
７　送迎加算	７　送迎加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと	注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものと

して都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この７において同じ。）において、利用者（当該指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

２　（略）

８　障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ　（略）

注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

⑴・⑵　（略）

２～４　（略）

８の２　（略）

８の３　就労移行支援体制加算

イ～ホ　（略）

注　指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓

して都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この７において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

２　（略）

８　障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ　（略）

注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴・⑵　（略）

２～４　（略）

８の２　（略）

８の３　就労移行支援体制加算

イ～ホ　（略）

注　指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓

練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。	練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
８の４　緊急時受入加算　100単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。	
８の５　集中的支援加算　1,000単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（機能訓練）事業所等に	

訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
9　福祉・介護職員処遇改善加算	9　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）
10　福祉・介護職員等特定処遇改善加算	10　福祉・介護職員等特定処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業

又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。	所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
11　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	11　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、１から８の５までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、１から８の３までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第11　自立訓練（生活訓練）	第11　自立訓練（生活訓練）
1　生活訓練サービス費（１日につき）	1　生活訓練サービス費（１日につき）
イ　生活訓練サービス費(Ⅰ)	イ　生活訓練サービス費(Ⅰ)
⑴　利用定員が20人以下　776単位	⑴　利用定員が20人以下　748単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下　693単位	⑵　利用定員が21人以上40人以下　668単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下　659単位	⑶　利用定員が41人以上60人以下　635単位

⑷　利用定員が61人以上80人以下	633単位
⑸　利用定員が81人以上	595単位
ロ　生活訓練サービス費(Ⅱ)	
⑴　所要時間１時間未満の場合	265単位
⑵　所要時間１時間以上の場合	606単位
⑶　視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779単位
ハ　生活訓練サービス費(Ⅲ)	
⑴　利用期間が２年間以内の場合	281単位
⑵　利用期間が２年間を超える場合	170単位
ニ　生活訓練サービス費(Ⅳ)	
⑴　利用期間が３年間以内の場合	281単位
⑵　利用期間が３年間を超える場合	170単位
ホ　共生型生活訓練サービス費	690単位
ヘ　基準該当生活訓練サービス費	690単位

注１～２の２　（略）

３　ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第６条の６第２号の規定により、法第５条第12項に規定する主務省令で定める期間（注４において「標準利用期間」という。）が２年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

４～６の２　（略）

６の３　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（以下「指定宿泊型自立訓練事業所」という。）及び指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

６の４　指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サー

⑷　利用定員が61人以上80人以下	610単位
⑸　利用定員が81人以上	573単位
ロ　生活訓練サービス費(Ⅱ)	
⑴　所要時間１時間未満の場合	255単位
⑵　所要時間１時間以上の場合	584単位
⑶　視覚障害者に対する専門的訓練の場合	750単位
ハ　生活訓練サービス費(Ⅲ)	
⑴　利用期間が２年間以内の場合	271単位
⑵　利用期間が２年間を超える場合	164単位
ニ　生活訓練サービス費(Ⅳ)	
⑴　利用期間が３年間以内の場合	271単位
⑵　利用期間が３年間を超える場合	164単位
ホ　共生型生活訓練サービス費	665単位
ヘ　基準該当生活訓練サービス費	665単位

注１～２の２　（略）

３　ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第６条の６第２号の規定により、法第５条第12項に規定する厚生労働省令で定める期間（注４において「標準利用期間」という。）が２年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

４～６の２　（略）

（新設）

（新設）

ビス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所を除く。）は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所に限る。）又は指定障害者支援施設基準第42条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
６の５　指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所を除く。）は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所に限る。）又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	６の３　指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
６の６　指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２又は指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
６の７　（略）	６の４　（略）
７　（略）	７　（略）

１の２・１の３　（略）	１の２・１の３　（略）
１の４　ピアサポート実施加算　100単位	（新設）
注　次の⑴及び⑵のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、法第４条第１項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算する。	
⑴　障害者ピアサポート研修修了者を指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。	
⑵　⑴に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。	
２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位
イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算⑴　51単位	（新設）
ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算⑵　41単位	（新設）
注１　イについては、視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（１のロに規定する生活訓練サービス費⑵が算定されている利用者を除く。以下この２において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、	注　視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（１のロに規定する生活訓練サービス費⑵が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業

視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の２第２号、第171条の３第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第３号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の２第２号、第171条の３第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第３号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の２第２号、第171条の３第４号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第３号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	（新設）
２の２　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者（１のロに規定する生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用	

者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
３～４の２　（略）	３～４の２　（略）
４の３　個別計画訓練支援加算	４の３　個別計画訓練支援加算　19単位
イ　個別計画訓練支援加算⑴　47単位	（新設）
ロ　個別計画訓練支援加算⑵　19単位	（新設）
注１　イについては、次の⑴から⑹までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	注　次の⑴から⑸までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
⑴～⑸　（略）	⑴～⑸　（略）
⑹　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。	（新設）
２　ロについては、注１の⑴から⑸までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの個別計画訓練支援加算⑴を算定している場合は、算定しない。	（新設）
５　（略）	５　（略）
５の２　日中支援加算　270単位	５の２　日中支援加算　270単位
注　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業	注　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業

所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第５条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第８条第７項に規定する通所介護若しくは同条第８項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の１の８の注２において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。	所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第５条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第８条第７項に規定する通所介護若しくは同条第８項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の１の８の注２において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が１月につき２日を超える場合に、当該２日を超える期間について、１日につき所定単位数を加算する。
５の３～５の５　（略）	５の３～５の５　（略）
５の６　帰宅時支援加算	５の６　帰宅時支援加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注　指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（第15の１の注３に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の１の２の注５又は注６に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の１の２の２の注３に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。５の７において同じ。）した場合に、１月に１回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。	注　指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（第15の１の注６に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の１の２の注８又は注９に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の１の２の２の注６に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。５の７において同じ。）した場合に、１月に１回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。
５の７～６　（略）	５の７～６　（略）
７　食事提供体制加算	７　食事提供体制加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）

注１　イについては、低所得者等（５の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	注１　イについては、低所得者等（５の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。	（新設）
⑵　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。	（新設）
⑶　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。	（新設）
２　ロについては、低所得者等であって自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（注１に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所におい	２　ロについては、低所得者等であって自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（注１に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所におい

て、注１の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	て、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
８～10　（略）	８～10　（略）
11　送迎加算	11　送迎加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び当該指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
２　（略）	２　（略）
12　障害福祉サービスの体験利用支援加算	12　障害福祉サービスの体験利用支援加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行	注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行

うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。	うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
12の２　（略）	12の２　（略）
12の３　就労移行支援体制加算	12の３　就労移行支援体制加算
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
注　指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。	注　指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
12の４　緊急時受入加算　100単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生	

活訓練）事業所等において、利用者（施設入所者、１のハの生活訓練サービス費(Ⅲ)又はニの生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。	
12の５　集中的支援加算　1,000単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
13　福祉・介護職員処遇改善加算	13　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

14　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

15　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、１から12の５までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第12　就労移行支援

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

14　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

15　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、１から12の３までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第12　就労移行支援

1　就労移行支援サービス費（１日につき）	1　就労移行支援サービス費（１日につき）
イ　就労移行支援サービス費(Ⅰ)	イ　就労移行支援サービス費(Ⅰ)
⑴　利用定員が20人以下	⑴　利用定員が20人以下
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合　1,210単位	㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合　1,128単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合　1,020単位	㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合　959単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合　879単位	㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合　820単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合　719単位	㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合　690単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合　569単位	㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合　557単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）　519単位	㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）　507単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合　479単位	㈦　就労定着者の割合が零の場合　468単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	⑵　利用定員が21人以上40人以下
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合　1,055単位	㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合　1,035単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合　881単位	㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合　863単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合　743単位	㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合　725単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合　649単位	㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合　631単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合　524単位	㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合　506単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）　466単位	㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）　448単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合　432単位	㈦　就労定着者の割合が零の場合　414単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	⑶　利用定員が41人以上60人以下
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合　1,023単位	㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合　1,003単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場	㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場

合	857単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	711単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	614単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	515単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	446単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	413単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	968単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	816単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	664単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	562単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	494単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	418単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	387単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	935単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	779単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	625単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	516単位

合	838単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	693単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	596単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	497単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	428単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	395単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	948単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	797単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	646単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	544単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	476単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	400単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	369単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	915単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	760単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	607単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	498単位

㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	478単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	392単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	364単位
ロ　就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1)　利用定員が20人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	756単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	644単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	553単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	468単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	381単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	348単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	323単位
(2)　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	699単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	587単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	495単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	433単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	351単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	313単位

㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	460単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	374単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	346単位
ロ　就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1)　利用定員が20人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	736単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	625単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	535単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	450単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	363単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	330単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	305単位
(2)　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	679単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	568単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	477単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	415単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	333単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	295単位

㈦　就労定着者の割合が零の場合	291単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	665単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	560単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	464単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	402単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	338単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	295単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	272単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	658単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	554単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	453単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	384単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	338単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	286単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	266単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	653単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	545単位

㈦　就労定着者の割合が零の場合	273単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	645単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	541単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	446単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	384単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	320単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	277単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	254単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	638単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	535単位
㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	435単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	366単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	320単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	268単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	248単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　就労定着者の割合が100分の50以上の場合	633単位
㈡　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	526単位

㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	㈢　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合
439単位	421単位
㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	㈣　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合
363単位	345単位
㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	㈤　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合
337単位	319単位
㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	㈥　就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）
277単位	259単位
㈦　就労定着者の割合が零の場合	㈦　就労定着者の割合が零の場合
258単位	240単位
注１　イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注１及び注２において同じ。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。	注１　イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。
２　ロについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第１条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又	２　ロについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第１条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又

はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3　イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第１項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第176条第１項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注３及び注４の２並びに２において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定

はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3　イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第１項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第176条第１項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注３及び注４の２並びに２において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注４及び注４の３並びに12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等

就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注４及び注４の３並びに12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

４～４の３　（略）

５　イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福

」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

４～４の３　（略）

５　イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福

祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
㈠・㈡　（略）	㈠・㈡　（略）
⑶　（略）	⑶　（略）
６　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。	（新設）
７　指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
８　指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	６　指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第３項

	に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
９　指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２又は指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
10　（略）	７　（略）
２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位
イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)　51単位	（新設）
ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)　41単位	（新設）
注１　イについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	注　視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者	（新設）

等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
３　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位	３　削除
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
４～６　（略）	４～６　（略）
７　食事提供体制加算　30単位	７　食事提供体制加算　30単位
注　低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	注　低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。	（新設）

⑵　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。	（新設）
⑶　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。	（新設）
８～13　（略）	８～13　（略）
14　送迎加算	14　送迎加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（当該指定就労移行支援事業所等と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
２　（略）	２　（略）
15　障害福祉サービスの体験利用支援加算	15　障害福祉サービスの体験利用支援加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。	注１　指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
15の２～15の４　（略）	15の２～15の４　（略）

15の５　地域連携会議実施加算	15の５　支援計画会議実施加算　583単位
イ　地域連携会議実施加算(Ⅰ)　583単位	（新設）
ロ　地域連携会議実施加算(Ⅱ)　408単位	（新設）
注１　イについては、指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この15の５において同じ。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（ロを算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。	注　指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回を限度として、所定単位数を加算する。
２　ロについては、指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（イを算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度とし	（新設）

て、所定単位数を加算する。	
15の６　緊急時受入加算　100単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。	
15の７　集中的支援加算　1,000単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
16　福祉・介護職員処遇改善加算	16　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の５までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の５までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障

害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数）

17　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

18　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、１から15の７までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13　就労継続支援Ａ型

１　就労継続支援Ａ型サービス費（１日につき）

イ　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)

⑴　利用定員が20人以下

害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の５までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数）

17　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の５までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の５までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

18　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、１から15の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13　就労継続支援Ａ型

１　就労継続支援Ａ型サービス費（１日につき）

イ　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)

⑴　利用定員が20人以下

㈠　評価点が170点以上の場合	791単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	733単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	701単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	666単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	533単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	419単位
㈦　評価点が60点未満の場合	325単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　評価点が170点以上の場合	710単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	656単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	626単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	594単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	474単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	373単位
㈦　評価点が60点未満の場合	288単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　評価点が170点以上の場合	672単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	619単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	590単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	558単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	445単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	350単位
㈦　評価点が60点未満の場合	271単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　評価点が170点以上の場合	660単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	609単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	580単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	547単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	438単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	344単位
㈦　評価点が60点未満の場合	266単位

㈠　評価点が170点以上の場合	724単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	692単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	676単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	655単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	527単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	413単位
㈦　評価点が60点未満の場合	319単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　評価点が170点以上の場合	643単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	615単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	601単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	583単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	468単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	367単位
㈦　評価点が60点未満の場合	282単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　評価点が170点以上の場合	605単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	578単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	565単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	547単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	439単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	344単位
㈦　評価点が60点未満の場合	265単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　評価点が170点以上の場合	593単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	568単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	555単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	536単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	432単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	338単位
㈦　評価点が60点未満の場合	260単位

(5) 利用定員が81人以上	
㈠ 評価点が170点以上の場合	641単位
㈡ 評価点が150点以上170点未満の場合	588単位
㈢ 評価点が130点以上150点未満の場合	559単位
㈣ 評価点が105点以上130点未満の場合	529単位
㈤ 評価点が80点以上105点未満の場合	422単位
㈥ 評価点が60点以上80点未満の場合	333単位
㈦ 評価点が60点未満の場合	258単位
ロ 就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
㈠ 評価点が170点以上の場合	727単位
㈡ 評価点が150点以上170点未満の場合	671単位
㈢ 評価点が130点以上150点未満の場合	641単位
㈣ 評価点が105点以上130点未満の場合	608単位
㈤ 評価点が80点以上105点未満の場合	486単位
㈥ 評価点が60点以上80点未満の場合	382単位
㈦ 評価点が60点未満の場合	296単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
㈠ 評価点が170点以上の場合	655単位
㈡ 評価点が150点以上170点未満の場合	604単位
㈢ 評価点が130点以上150点未満の場合	574単位
㈣ 評価点が105点以上130点未満の場合	543単位
㈤ 評価点が80点以上105点未満の場合	432単位
㈥ 評価点が60点以上80点未満の場合	341単位
㈦ 評価点が60点未満の場合	264単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
㈠ 評価点が170点以上の場合	613単位
㈡ 評価点が150点以上170点未満の場合	563単位
㈢ 評価点が130点以上150点未満の場合	535単位
㈣ 評価点が105点以上130点未満の場合	505単位
㈤ 評価点が80点以上105点未満の場合	403単位

(5) 利用定員が81人以上	
㈠ 評価点が170点以上の場合	574単位
㈡ 評価点が150点以上170点未満の場合	547単位
㈢ 評価点が130点以上150点未満の場合	534単位
㈣ 評価点が105点以上130点未満の場合	518単位
㈤ 評価点が80点以上105点未満の場合	416単位
㈥ 評価点が60点以上80点未満の場合	327単位
㈦ 評価点が60点未満の場合	252単位
ロ 就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
㈠ 評価点が170点以上の場合	660単位
㈡ 評価点が150点以上170点未満の場合	630単位
㈢ 評価点が130点以上150点未満の場合	616単位
㈣ 評価点が105点以上130点未満の場合	597単位
㈤ 評価点が80点以上105点未満の場合	480単位
㈥ 評価点が60点以上80点未満の場合	376単位
㈦ 評価点が60点未満の場合	290単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
㈠ 評価点が170点以上の場合	588単位
㈡ 評価点が150点以上170点未満の場合	563単位
㈢ 評価点が130点以上150点未満の場合	549単位
㈣ 評価点が105点以上130点未満の場合	532単位
㈤ 評価点が80点以上105点未満の場合	426単位
㈥ 評価点が60点以上80点未満の場合	335単位
㈦ 評価点が60点未満の場合	258単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
㈠ 評価点が170点以上の場合	546単位
㈡ 評価点が150点以上170点未満の場合	522単位
㈢ 評価点が130点以上150点未満の場合	510単位
㈣ 評価点が105点以上130点未満の場合	494単位
㈤ 評価点が80点以上105点未満の場合	397単位

㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	318単位
㈦　評価点が60点未満の場合	246単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　評価点が170点以上の場合	602単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	552単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	524単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	495単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	394単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	311単位
㈦　評価点が60点未満の場合	241単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　評価点が170点以上の場合	583単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	534単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	507単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	478単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	381単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	301単位
㈦　評価点が60点未満の場合	232単位

注１　イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第６条の10第１号に掲げる就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注１において同じ。）、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者

㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	312単位
㈦　評価点が60点未満の場合	240単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　評価点が170点以上の場合	535単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	511単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	499単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	484単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	388単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	305単位
㈦　評価点が60点未満の場合	235単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　評価点が170点以上の場合	516単位
㈡　評価点が150点以上170点未満の場合	493単位
㈢　評価点が130点以上150点未満の場合	482単位
㈣　評価点が105点以上130点未満の場合	467単位
㈤　評価点が80点以上105点未満の場合	375単位
㈥　評価点が60点以上80点未満の場合	295単位
㈦　評価点が60点未満の場合	226単位

注１　イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第６条の10第１号に掲げる就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定

若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援Ａ型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ａ型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。	就労継続支援Ａ型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ａ型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。
２～４　（略）	２～４　（略）
５　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。	（新設）
６　指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
７　指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	５　指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

８　指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２又は指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
９　（略）	６　（略）
２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位
イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)　51単位	（新設）
ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)　41単位	（新設）
注１　イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第３条第１項第５号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	注　視覚障害者等である指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第３条第１項第５号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ａ型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数が当該指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第３条第１項第５号に掲げる人員配置に加え、	（新設）

常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
２の２　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	（新設）
３　就労移行支援体制加算 イ・ロ　（略） 注１　イについては、１のイの就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この３におい	３　就労移行支援体制加算 イ・ロ　（略） 注１　イについては、１のイの就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。注２において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

て「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。	
２　（略）	２　（略）
３の２　就労移行連携加算　1,000単位	３の２　就労移行連携加算　1,000単位
注　指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ａ型等を受けたものを除く。）が１人以上いる当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において、当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。	注　指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が１人以上いる当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において、当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。
４～６　（略）	４～６　（略）
７　食事提供体制加算　30単位	７　食事提供体制加算　30単位
注　低所得者等であって就労継続支援Ａ型計画等により食事の	注　低所得者等であって就労継続支援Ａ型計画等により食事の

提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援Ａ型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援Ａ型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。	（新設）
⑵　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。	（新設）
⑶　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。	（新設）
８～12　（略）	８～12　（略）
13　送迎加算	13　送迎加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所	注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

定単位数を加算する。	
２　（略）	２　（略）
14　障害福祉サービスの体験利用支援加算	14　障害福祉サービスの体験利用支援加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ａ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。	注１　イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ａ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
14の２・14の３　（略）	14の２・14の３　（略）
14の４　緊急時受入加算　100単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。	
14の５　集中的支援加算　1,000単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
15　福祉・介護職員処遇改善加算	15　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

16　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の５ま

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の３までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の３までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から14の３までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

16　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の３までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の３ま

でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合は、１から14の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14　就労継続支援Ｂ型

1　就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）

イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)

(1)　利用定員が20人以下

(一)　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　837単位

(二)　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合　805単位

(三)　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合　758単位

(四)　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合　738単位

(五)　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合　726単位

(六)　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合　703単位

(七)　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合　673単位

(八)　平均工賃月額が１万円未満の場合　590単位

(2)　利用定員が21人以上40人以下

(一)　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　746単位

(二)　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合

でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合は、１から14の３までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14　就労継続支援Ｂ型

1　就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）

（新設）

717単位

㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合

676単位

㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合

660単位

㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合

637単位

㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合

624単位

㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合

600単位

㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合　526単位

⑶　利用定員が41人以上60人以下

㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　700単位

㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合

674単位

㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合

636単位

㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合

620単位

㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合

600単位

㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合

586単位

㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合

563単位

㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合　494単位

⑷　利用定員が61人以上80人以下

㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　688単位

㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合

662単位

㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合 625単位	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合 609単位	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合 589単位	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合 575単位	
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合 553単位	
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合　485単位	
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　666単位	
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合 640単位	
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合 605単位	
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合 590単位	
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合 570単位	
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合 557単位	
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合 535単位	
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合　468単位	
ロ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)	イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)
(1)　利用定員が20人以下	(1)　利用定員が20人以下
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　748単位	㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　702単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合 716単位	㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合 672単位

㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	669単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	649単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	637単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	614単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	584単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	537単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	666単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	637単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	596単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	580単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	557単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	544単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	520単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	478単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	625単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	599単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	

㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	657単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	643単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	631単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	611単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	590単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	566単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	625単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	598単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	584単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	572単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	551単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	541単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	525単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	504単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	586単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	562単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	

	561単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	545単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	525単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	511単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	488単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	449単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	614単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	588単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	551単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	535単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	515単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	501単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	479単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	440単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	594単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	568単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	533単位

	549単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	537単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	518単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	508単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	493単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	473単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	576単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	552単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	539単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	527単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	508単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	498単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	484単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	464単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	557単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	533単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	521単位

㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	518単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	498単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	485単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	463単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	425単位

ハ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)

(1)　利用定員が20人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	682単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	653単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	611単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	594単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	572単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	557単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	532単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	490単位
(2)　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	609単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	584単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	547単位

㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	510単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	491単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	482単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	468単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	448単位

ロ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)

(1)　利用定員が20人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	640単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	613単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	599単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	586単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	565単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	554単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	538単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	516単位
(2)　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	571単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	547単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	534単位

㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	532単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	511単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	497単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	475単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	438単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	564単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	541単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	508単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	493単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	474単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	461単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	441単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	405単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	554単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	530単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	498単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	

㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	523単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	504単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	494単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	480単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	461単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	529単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	507単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	495単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	485単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	467単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	458単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	445単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	427単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	519単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	497単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	485単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	

	483単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	465単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	452単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	432単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	397単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	535単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	512単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	480単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	467単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	449単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	437単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	417単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	384単位
ニ　就労継続支援Ｂ型サービス費㈣	
⑴　利用定員が20人以下	584単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	519単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	488単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	479単位
⑸　利用定員が81人以上	462単位
ホ　就労継続支援Ｂ型サービス費㈤	
⑴　利用定員が20人以下	530単位

	475単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	458単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	449単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	436単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	418単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	501単位
㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合	480単位
㈢　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満の場合	468単位
㈣　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	459単位
㈤　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	442単位
㈥　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満の場合	434単位
㈦　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満の場合	421単位
㈧　平均工賃月額が１万円未満の場合	404単位
（新設）	
ハ　就労継続支援Ｂ型サービス費㈢	
⑴　利用定員が20人以下	556単位

⑵　利用定員が21人以上40人以下　471単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下　443単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下　434単位
⑸　利用定員が81人以上　419単位

ヘ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)

⑴　利用定員が20人以下　484単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下　430単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下　398単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下　390単位
⑸　利用定員が81人以上　376単位

ト　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費

次の算式により算定した数とロの⑴から⑸までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援Ｂ型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第２項第７号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項第４号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援Ｂ型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（２の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業所等及び基準該当就労継続支援Ｂ型事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所の利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を受けるものを除く。）に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第１項（指定障害福祉サービス基準第223条第５項において準用する場合を含む。）、第205条第１項又は指定障害者支援施設基準附則第９条第１項

⑵　利用定員が21人以上40人以下　494単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下　463単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下　454単位
⑸　利用定員が81人以上　438単位

ニ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)

⑴　利用定員が20人以下　506単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下　451単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下　417単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下　408単位
⑸　利用定員が81人以上　394単位

ホ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費

次の算式により算定した数とイの⑴から⑸までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援Ｂ型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第２項第７号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項第４号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援Ｂ型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（２の注に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業所等及び基準該当就労継続支援Ｂ型事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第１項（指定障害福祉サービス基準第223条第５項において準用する場合を含む。）、第205条第１項又は指定障害者支援施設基準附則第９条第１項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれイの⑴から⑸までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援Ｂ型事

に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれロの⑴から⑸までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援Ｂ型事業所の場合にあっては、それぞれロの⑴から⑸までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数	業所の場合にあっては、それぞれイの⑴から⑸までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数
算式	算式
（略）	（略）
注１　イからトまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援Ｂ型（以下「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ｂ型（規則第６条の10第２号に掲げる就労継続支援Ｂ型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型等」という。）又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、所定単位数を算定する。	注１　イからホまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援Ｂ型（以下「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ｂ型（規則第６条の10第２号に掲げる就労継続支援Ｂ型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型等」という。）又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、所定単位数を算定する。
２　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注２から注７までにおいて「特定指定就労継続支援Ｂ型	（新設）

事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	
３　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	２　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注２から注５までにおいて「特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
４　ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	３　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
５　ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ	（新設）

型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

６　ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

７　ヘについては、注２から注６までに規定する以外の特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は注４に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注２から注６までに規定する以外の特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は注４に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

８　トについては、基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、所定単位数を算定する。

９　イ、ロ及びハの算定に当たって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等の指定を受けた日から１年間は、指定就労継続支援Ｂ型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が１万円未満の場合とみなして、１日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援Ｂ型事業所等が新規に指定を受けた日から６月以上１年未満の間は、指定を受けた日から６月間における当該指定就労

４　ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

５　ニについては、注２から注４までに規定する以外の特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は注３に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注２から注４までに規定する以外の特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は注３に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

６　ホについては、基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、所定単位数を算定する。

６の２　イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等の指定を受けた日から１年間は、指定就労継続支援Ｂ型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が１万円未満の場合とみなして、１日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援Ｂ型事業所等が新規に指定を受けた日から６月以上１年未満の間は、指定を受けた日から６月間における当該指定就労

継続支援Ｂ型事業所等の平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定することができる。	継続支援Ｂ型事業所等の平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定することができる。
10　イから㠀までに掲げる就労継続支援Ｂ型サービス費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合は、⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	7　イからホまでに掲げる就労継続支援Ｂ型サービス費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合は、⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
11　ニからへまでについては、前３月における指定就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者のうち、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の平均利用時間（前３月において当該利用者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等を利用した日数で除して得た時間をいう。）が４時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合には、所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
12　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。	（新設）
13　指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
14　指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基	8　指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基

準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
15　指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２又は指定障害者支援施設基準第54条の２に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
16　（略）	9　（略）
2　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	2　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位
イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)　51単位	（新設）
ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)　41単位	（新設）
注１　イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第３条第１項第５号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法	注　視覚障害者等である指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第３条第１項第５号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして

で、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数が当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第３条第１項第５号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	（新設）
２の２　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
３　就労移行支援体制加算	３　就労移行支援体制加算
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）

注１　イについては、１のイの就労継続支援Ｂ型サービス費⑴又はロの就労継続支援Ｂ型サービス費⑵を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。	注１　イについては、１のイの就労継続支援Ｂ型サービス費⑴を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
２　ロについては、１のハの就労継続支援Ｂ型サービス費⑶を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応	２　ロについては、１のロの就労継続支援Ｂ型サービス費⑵を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応

じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3　ハについては、１のニの就労継続支援Ｂ型サービス費⑷又はホの就労継続支援Ｂ型サービス費⑸を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4　ニについては、１のへの就労継続支援Ｂ型サービス費⑹を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2　就労移行連携加算　1,000単位

注　指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ｂ型等を受けたものを除く。）が１人以上いる当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の

じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3　ハについては、１のハの就労継続支援Ｂ型サービス費⑶を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4　ニについては、１のニの就労継続支援Ｂ型サービス費⑷を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2　就労移行連携加算　1,000単位

注　指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が１人以上いる当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用を終

申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。	了した月について、１回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。
４～６　（略）	４～６　（略）
７　食事提供体制加算　30単位	７　食事提供体制加算　30単位
注　低所得者等であって就労継続支援Ｂ型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援Ｂ型の利用者に対して、指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等及び基準該当就労継続支援Ｂ型事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	注　低所得者等であって就労継続支援Ｂ型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援Ｂ型の利用者に対して、指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等及び基準該当就労継続支援Ｂ型事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。	（新設）
⑵　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。	（新設）
⑶　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。	（新設）
８　（略）	８　（略）

８の２　ピアサポート実施加算　100単位

注　次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、法第４条第１項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算する。

⑴　１のニの就労継続支援Ｂ型サービス費㈣、ホの就労継続支援Ｂ型サービス費㈤又はへの就労継続支援Ｂ型サービス費㈥を算定していること。

⑵　障害者ピアサポート研修修了者を指定就労継続支援Ｂ型事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。

⑶　（略）

９・10　（略）

11　地域協働加算　30単位

注　１のニの就労継続支援Ｂ型サービス費㈣、ホの就労継続支援Ｂ型サービス費㈤又はへの就労継続支援Ｂ型サービス費㈥を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組

８の２　ピアサポート実施加算　100単位

注　次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、法第４条第１項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、法第78条第２項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。以下この注において「ピアサポート研修」という。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算する。

⑴　１のハの就労継続支援Ｂ型サービス費㈢又は１のニの就労継続支援Ｂ型サービス費㈣を算定していること。

⑵　ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援Ｂ型事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち１名は障害者等とする。）配置していること。

⑶　（略）

９・10　（略）

11　地域協働加算　30単位

注　１のハの就労継続支援Ｂ型サービス費㈢又は１のニの就労継続支援Ｂ型サービス費㈣を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援Ｂ型等（

により指定就労継続支援Ｂ型等（当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。	当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。
12　（略）	12　（略）
13　目標工賃達成指導員配置加算	13　目標工賃達成指導員配置加算
イ　利用定員が20人以下　45単位	イ　利用定員が20人以下　89単位
ロ　利用定員が21人以上40人以下　40単位	ロ　利用定員が21人以上40人以下　80単位
ハ　利用定員が41人以上60人以下　38単位	ハ　利用定員が41人以上60人以下　75単位
ニ　利用定員が61人以上80人以下　37単位	ニ　利用定員が61人以上80人以下　74単位
ホ　利用定員が81人以上　36単位	ホ　利用定員が81人以上　72単位
注　目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で１人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	注　目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で１人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
13の２　目標工賃達成加算　10単位	（新設）
注　13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援Ｂ型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、１日につき所定単位数を加算する。この場合において、当該工賃目標は前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業	

所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額）以上でなければならない。	
14　送迎加算	14　送迎加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
２　（略）	２　（略）
15　障害福祉サービスの体験利用支援加算	15　障害福祉サービスの体験利用支援加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。	注１　指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）

２～４　（略）	２～４　（略）
16　（略）	16　（略）
16の２　社会生活支援特別加算　480単位	16の２　社会生活支援特別加算　480単位
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援Ｂ型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算する。	注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援Ｂ型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算する。
16の３　緊急時受入加算　100単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。	
16の４　集中的支援加算　1,000単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援Ｂ型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
17　福祉・介護職員処遇改善加算	17　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

18　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の２までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の２までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から16の２までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

18　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の２までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単

位数）

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

19　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合は、１から16の４までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の２　就労定着支援

１　就労定着支援サービス費（１月につき）

(1)	就労定着率が９割５分以上の場合	3,512単位
(2)	就労定着率が９割以上９割５分未満の場合	3,348単位
(3)	就労定着率が８割以上９割未満の場合	2,768単位
(4)	就労定着率が７割以上８割未満の場合	2,234単位
(5)	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,690単位
(6)	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,433単位
(7)	就労定着率が３割未満の場合	1,074単位

位数）

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の２までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

19　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合は、１から16の２までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の２　就労定着支援

１　就労定着支援サービス費（１月につき）

イ　利用者数が20人以下

(1)	就労定着率が９割５分以上の場合	3,449単位
(2)	就労定着率が９割以上９割５分未満の場合	3,285単位
(3)	就労定着率が８割以上９割未満の場合	2,710単位
(4)	就労定着率が７割以上８割未満の場合	2,176単位
(5)	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,642単位
(6)	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,395単位
(7)	就労定着率が３割未満の場合	1,046単位

ロ　利用者数が21人以上40人以下

(1)	就労定着率が９割５分以上の場合	2,759単位
(2)	就労定着率が９割以上９割５分未満の場合	2,628単位
(3)	就労定着率が８割以上９割未満の場合	2,168単位
(4)	就労定着率が７割以上８割未満の場合	1,741単位
(5)	就労定着率が５割以上７割未満の場合	1,314単位
(6)	就労定着率が３割以上５割未満の場合	1,117単位

	⑺　就労定着率が３割未満の場合　837単位
	ハ　利用者数が41人以上
	⑴　就労定着率が９割５分以上の場合　2,587単位
	⑵　就労定着率が９割以上９割５分未満の場合　2,463単位
	⑶　就労定着率が８割以上９割未満の場合　2,032単位
	⑷　就労定着率が７割以上８割未満の場合　1,632単位
	⑸　就労定着率が５割以上７割未満の場合　1,232単位
	⑹　就労定着率が３割以上５割未満の場合　1,047単位
	⑺　就労定着率が３割未満の場合　785単位
注１　就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等（以下この第14の２において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型（以下この第14の２において「基準該当生活介護等」という。）を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者（通常の事業所に雇用されている障害者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた障害者については、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。	注１　イからハまでについては、就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等（以下この１及び３において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。
２　指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業所	２　イからハまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の３第１項に規定す

をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去３年間において就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去３年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の２において同じ。）に応じ、１月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から１年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去３年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去３年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

る指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た利用者数（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度における各月の利用者数の合計を12で除して得た数をいう。以下この１において同じ。）及び就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去３年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去３年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の２において同じ。）に応じ、１月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から６月未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去３年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した者の総数に100分の70を乗じて得た数とし、新規に指定を受けた日から６月以上１年未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、当該指定就労定着支援を行った月の末日から起算して過去６月間における各月の利用者数の合計を６で除して得た数とする。また、新規に指定を受けた日から１年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去３年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日

	の属する月の前月の末日から起算して過去３年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。
３　次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合は、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	３　イからハまでの算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合は、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
４　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
５　指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
６　指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
７　別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていない場合は、支援体制構築未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
８・９　（略）	４・５　（略）
10　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の２第１項第１号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申	６　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の２の３第１項第１号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第20条の２の２に規定する職場適応援助

請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。	者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。
11　（略）	7　（略）
2　地域連携会議実施加算	2　定着支援連携促進加算　579単位
イ　地域連携会議実施加算(Ⅰ)　579単位	（新設）
ロ　地域連携会議実施加算(Ⅱ)　405単位	（新設）
注１　イについては、指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この２において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（ロを算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。	注　指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この注において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回を限度として、所定単位数を加算する。
２　ロについては、指定就労定着支援事業所が、就労定着支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回（イを算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。	（新設）

３　（略）	３　（略）
４　就労定着実績体制加算　300単位	４　就労定着実績体制加算　300単位
注　過去６年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者）の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。	注　過去６年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。
５・６　（略）	５・６　（略）
７　福祉・介護職員処遇改善加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。８及び９において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数	
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数	
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数	

８　福祉・介護職員等特定処遇改善加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１から６までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
９　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合は、１から６までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
第14の３　自立生活援助	第14の３　自立生活援助
１　自立生活援助サービス費	１　自立生活援助サービス費
イ　自立生活援助サービス費(Ⅰ)	イ　自立生活援助サービス費(Ⅰ)
(1)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満　1,566単位	(1)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満　1,558単位
(2)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上　1,095単位	(2)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上　1,090単位
ロ　自立生活援助サービス費(Ⅱ)	ロ　自立生活援助サービス費(Ⅱ)
(1)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満　1,172単位	(1)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満　1,166単位
(2)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上　821単位	(2)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上　817単位
ハ　自立生活援助サービス費(Ⅲ)　700単位	（新設）
注１　イについては、規則第６条の11の２において定める法第５条第20項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の１の４の注１に規定する指定共同生活援助等を行う住	注１　イについては、規則第６条の11の２において定める法第５条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の１の４の注１に規定する指定共同生活援助等を行

居若しくは法第５条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから１年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から１年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の地域生活支援員（指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項第１号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。）が、１月に２回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。	う住居若しくは法第５条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから１年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から１年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者が、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。
２　ロについては、注１に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、１月に２回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。	２　ロについては、注１に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。
３　イの⑴については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、１人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注４から注６までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注１に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。	３　イの⑴については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項第１号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員（以下「地域生活支援員」という。）の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、１人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注４から注６までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注１に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。
４～６　（略）	４～６　（略）
７　ハについては、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、１月に２回以上、指定自立生活援助を行った場	（新設）

合であって、指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ１月に１日以上行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。ただし、イ又はロを算定している場合には算定しない。	
８　イからハまでについては、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。 ⑴・⑵　（略） ⑶　指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が１年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則第６条の10の６において定める法第５条第16項に規定する主務省令で定める期間に６月間を加えて得た期間を超えている場合　100分の95	７　イ及びロについては、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。 ⑴・⑵　（略） ⑶　指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が１年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則第６条の10の６において定める法第５条第16項に規定する厚生労働省令で定める期間に６月間を加えて得た期間を超えている場合　100分の95
９　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
10　指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
11　指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
12　（略）	８　（略）

13　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第15号のイの⑴の㈣に規定する拠点コーディネーターをいう。）１人につき、当該指定自立生活援助事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者（指定相談基準第39条第３項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）の事業所の単位において、１月につき100回を限度とする。	（新設）
（削る）	９　指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、地域生活支援員による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、１月に２日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合は、自立生活援助サービス費は、算定しない。
２～４　（略）	２～４　（略）
４の２　集中支援加算　500単位	（新設）
注　１のイの自立生活援助サービス費⑴が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、１月に６回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。	
５～８　（略）	５～８　（略）

9　居住支援連携体制加算　35単位	9　居住支援連携体制加算　35単位
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第51条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算する。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算する。
10　地域居住支援体制強化推進加算　500単位	10　地域居住支援体制強化推進加算　500単位
注　指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。第15の２の注５において同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。	注　指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。
11　福祉・介護職員処遇改善加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場	

合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数	
12　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	（新設）
13　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、１から10までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。	（新設）
第15　共同生活援助 １　共同生活援助サービス費（１日につき）	第15　共同生活援助 １　共同生活援助サービス費（１日につき）

（削る）

（削る）

イ　共同生活援助サービス費(Ⅰ)

(1)	区分６	600単位
(2)	区分５	456単位
(3)	区分４	372単位
(4)	区分３	297単位
(5)	区分２	188単位
(6)	区分１以下	171単位

ロ　共同生活援助サービス費(Ⅱ)

(1)	区分６	717単位
(2)	区分５	569単位
(3)	区分４	481単位
(4)	区分３	410単位
(5)	区分２	290単位
(6)	区分１以下	273単位

注１　イについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第４条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福

イ　共同生活援助サービス費(Ⅰ)

(1)	区分６	667単位
(2)	区分５	552単位
(3)	区分４	471単位
(4)	区分３	381単位
(5)	区分２	292単位
(6)	区分１以下	243単位

ロ　共同生活援助サービス費(Ⅱ)

(1)	区分６	616単位
(2)	区分５	500単位
(3)	区分４	421単位
(4)	区分３	331単位
(5)	区分２	243単位
(6)	区分１以下	198単位

ハ　共同生活援助サービス費(Ⅲ)

(1)	区分６	583単位
(2)	区分５	467単位
(3)	区分４	387単位
(4)	区分３	298単位
(5)	区分２	209単位
(6)	区分１以下	170単位

ニ　共同生活援助サービス費(Ⅳ)

(1)	区分６	697単位
(2)	区分５	582単位
(3)	区分４	501単位
(4)	区分３	411単位
(5)	区分２	322単位
(6)	区分１以下	272単位

注１　イからニまでについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第４条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日ま

祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第７条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。注３において同じ。）（注３に規定する障害者を除く。）に対し、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第１項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。	でに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第７条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。
（削る）	２　イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第１項第１号に掲げる世話人（注３において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（同項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。
（削る）	３　ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を５で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（注２に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。
（削る）	４　ハについては、注２及び注３に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指

２　令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イにかかわらず、次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

⑴　区分６　369単位
⑵　区分５　306単位
⑶　区分４　270単位

３　ロについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

４　共同生活援助サービス費（注２に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の⑴から⑸までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、⑶及び⑸に該当する

定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

５　令和６年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき所定単位数を算定する。

⑴　注２に規定する指定共同生活援助事業所の場合
　㈠　区分６　444単位
　㈡　区分５　398単位
　㈢　区分４　364単位
⑵　注３に規定する指定共同生活援助事業所の場合
　㈠　区分６　393単位
　㈡　区分５　346単位
　㈢　区分４　314単位
⑶　注４に規定する指定共同生活援助事業所の場合
　㈠　区分６　359単位
　㈡　区分５　313単位
　㈢　区分４　281単位

６　ニについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

７　共同生活援助サービス費（注５に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の⑴から⑸までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、⑶及び⑸に該当する

場合にあっては、⑶に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、⑷及び⑸に該当する場合にあっては、⑷に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	場合にあっては、⑶に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、⑷及び⑸に該当する場合にあっては、⑷に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第124条第１項第２号に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）の入居定員が８人以上である場合　100分の95	⑶　共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。⑷及び⑸において同じ。）の入居定員が８人以上である場合　100分の95
⑷・⑸　（略）	⑷・⑸　（略）
５　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
６　指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
７　指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	８　指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
８　指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
９　利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注２の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（	９　利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注５の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（

注２の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）

（削る）

（削る）

イ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)

⑴	区分６	997単位
⑵	区分５	860単位
⑶	区分４	771単位
⑷	区分３	524単位

ロ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)

⑴	区分６	1,168単位
⑵	区分５	1,028単位
⑶	区分４	938単位
⑷	区分３	672単位

注１　イについては、障害者（身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。注５において同じ。）（注５に規定する障害者を除く。）に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の４第１項に規定する日中

注５の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

１の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)

⑴	区分６	1,105単位
⑵	区分５	989単位
⑶	区分４	907単位
⑷	区分３	650単位

ロ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)

⑴	区分６	1,021単位
⑵	区分５	904単位
⑶	区分４	822単位
⑷	区分３	574単位

ハ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)

⑴	区分６	969単位
⑵	区分５	852単位
⑶	区分４	770単位
⑷	区分３	528単位

ニ　日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)

⑴	区分６	1,135単位
⑵	区分５	1,019単位
⑶	区分４	937単位
⑷	区分３	677単位

注１　イからニまでについては、障害者（身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）

サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。	を行った場合に、所定単位数を算定する。
（削る）	２　イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の４第１項第１号に規定する世話人（注３において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を３で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（同項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。
（削る）	３　ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（注２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。
（削る）	４　ハについては、注２及び注３に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定する。
２　日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の⑴から⑹までの場合に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を算定する。た	５　日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の３に規定する共同生活住居をいう。以下この１の２において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は

だし、注４に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

⑴	区分６	765単位
⑵	区分５	627単位
⑶	区分４	539単位
⑷	区分３	407単位
⑸	区分２	270単位
⑹	区分１以下	253単位

３　令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助

、所定単位数に代えて、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注７に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

⑴　注２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠	区分６	910単位
㈡	区分５	793単位
㈢	区分４	712単位
㈣	区分３	563単位
㈤	区分２	414単位
㈥	区分１以下	360単位

⑵　注３に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠	区分６	826単位
㈡	区分５	709単位
㈢	区分４	627単位
㈣	区分３	486単位
㈤	区分２	337単位
㈥	区分１以下	292単位

⑶　注４に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠	区分６	774単位
㈡	区分５	657単位
㈢	区分４	575単位
㈣	区分３	440単位
㈤	区分２	292単位
㈥	区分１以下	252単位

６　令和６年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助

を行った場合は、所定単位数に代えて、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

⑴　区分６　565単位
⑵　区分５　505単位
⑶　区分４　467単位

４　令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき、次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

を行った場合は、所定単位数に代えて、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を算定する。

⑴　注２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
　㈠　区分６　698単位
　㈡　区分５　651単位
　㈢　区分４　617単位
⑵　注３に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
　㈠　区分６　612単位
　㈡　区分５　566単位
　㈢　区分４　533単位
⑶　注４に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
　㈠　区分６　561単位
　㈡　区分５　515単位
　㈢　区分４　482単位

７　令和６年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき、次に掲げる単位数を算定する。

⑴　区分６	454単位
⑵　区分５	394単位
⑶　区分４	356単位

５　ロについては、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

６　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合は、所定単位数に代えて、次の⑴から⑹までの場合に応じ、年50日以内に限り、それぞれ１日につき次に掲げる所定単位数を算定する。

⑴　区分６	929単位
⑵　区分５	787単位

⑴　注２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	605単位
㈡　区分５	558単位
㈢　区分４	525単位

⑵　注３に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	520単位
㈡　区分５	474単位
㈢　区分４	440単位

⑶　注４に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	469単位
㈡　区分５	422単位
㈢　区分４	389単位

８　ニについては、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

９　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

⑴　区分６	940単位
⑵　区分５	824単位

⑶　区分４　695単位 ⑷　区分３　546単位 ⑸　区分２　408単位 ⑹　区分１以下　389単位	⑶　区分４　742単位 ⑷　区分３　590単位 ⑸　区分２　441単位 ⑹　区分１以下　387単位
７　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（注２から注４まで及び注６に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の⑴から⑷までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	10　日中サービス支援型共同生活援助サービス費（注５から注７まで及び注９に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の⑴から⑷までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
８　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
９　指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
10　指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	11　指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
11　指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
12　利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害	12　利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害

福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注３及び注４の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注３及び注４の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、算定しない。

１の２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)　171単位

ロ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)　115単位

ハ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)　273単位

（削る）

（削る）

注１　イについては、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。注２及び注３において同じ。）（注３に規定する障害者を除く。）に対し、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を６で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう

福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注６及び注７の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注６及び注７の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、算定しない。

１の２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)　243単位

ロ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)　198単位

ハ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)　170単位

ニ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)　114単位

ホ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)　272単位

注１　イからホまでについては、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

。以下同じ。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。	
（削る）	２　イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の14第１項第１号に規定する世話人（注３及び注４において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。
（削る）	３　ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を５で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（注２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。
（削る）	４　ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を６で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（注２及び注３に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。
２　ロについては、障害者（注３に規定する障害者を除く。）に対し、注１に規定するもの以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第４条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する	５　ニについては、注２から注４までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第４条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

。

3　ハについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、基本サービス（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

4　イからハまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の⑴から⑷までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴・⑵　（略）

⑶　共同生活住居の入居定員が８人以上である場合　100分の90

⑷　（略）

5　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6　指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7　指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6　ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

7　イからホまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の⑴から⑷までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴・⑵　（略）

⑶　共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の13に規定する共同生活住居をいう。⑷において同じ。）の入居定員が８人以上である場合　100分の90

⑷　（略）

（新設）

（新設）

8　指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

８　指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）	
９　（略）	９　（略）	
１の２の３　退居後共同生活援助サービス費　2,000単位	（新設）	
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定共同生活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について２のイの自立生活支援加算(Ⅰ)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から３月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定する。ただし、３月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定できるものとする。		
１の２の４　退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費　2,000単位	（新設）	
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について２のイの自立生活支援加算(Ⅰ)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)が算定されていた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から３月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定する。ただし、３月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定できるものとする。		

１の３　受託居宅介護サービス費	１の３　受託居宅介護サービス費
イ　（略）	イ　（略）
ロ　所要時間15分以上30分未満の場合　194単位	ロ　所要時間15分以上30分未満の場合　193単位
ハ　所要時間30分以上１時間30分未満の場合　263単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数	ハ　所要時間30分以上１時間30分未満の場合　262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数
ニ　所要時間１時間30分以上の場合　564単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数	ニ　所要時間１時間30分以上の場合　561単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数
注　（略）	注　（略）
１の３の２　人員配置体制加算	（新設）
イ　人員配置体制加算(Ⅰ)	
(1)　区分４以上　83単位	
(2)　区分３以下　77単位	
ロ　人員配置体制加算(Ⅱ)	
(1)　区分４以上　33単位	
(2)　区分３以下　31単位	
ハ　人員配置体制加算(Ⅲ)　84単位	
ニ　人員配置体制加算(Ⅳ)　33単位	
ホ　人員配置体制加算(Ⅴ)	
(1)　区分４以上　138単位	
(2)　区分３　121単位	
ヘ　人員配置体制加算(Ⅵ)	
(1)　区分４以上　53単位	
(2)　区分３　45単位	
ト　人員配置体制加算(Ⅶ)	
(1)　区分４以上　131単位	
(2)　区分３以下　112単位	
チ　人員配置体制加算(Ⅷ)	
(1)　区分４以上　50単位	
(2)　区分３以下　42単位	

リ　人員配置体制加算(Ⅸ)　134単位
ヌ　人員配置体制加算(Ⅹ)　50単位
ル　人員配置体制加算(Ⅺ)　128単位
ヲ　人員配置体制加算(Ⅻ)　49単位
ワ　人員配置体制加算(ⅩⅢ)　73単位
カ　人員配置体制加算(ⅩⅣ)　28単位

注１　イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この１の３の２において同じ。）に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

４　ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

５　ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

６　へについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、ホを算定している場合は、算定しない。

７　トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。

８　チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、ホからトまでを算定している場合は、算定しない。

９　リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

10　ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

11　ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

12　ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和９年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

13　ワについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

14　カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者

に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、ワを算定している場合は、算定しない。	
１の４　（略）	１の４　（略）
１の４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	１の４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位
イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)　51単位	（新設）
ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)　41単位	（新設）
注１　イについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）、第213条の４（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	注　視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）、第213条の４（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附	（新設）

則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）、第213条の４（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。		
１の４の３　（略）	１の４の３　（略）	
１の４の４　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位	（新設）	
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。		
１の４の５　ピアサポート実施加算　100単位	（新設）	
注　次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、法第４条第１項に規定する障害者（以下この注及び１の４の６において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注及び１の４の６において「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算する。		
⑴　２のハの自立生活支援加算⑶を算定していること。		
⑵　障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業		

者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。 ⑶　⑵に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。	
１の４の６　退居後ピアサポート実施加算　100単位 注　次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算する。 ⑴　１の２の３の退居後共同生活援助サービス費又は１の２の４の退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。 ⑵　障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。 ⑶　⑵に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。	（新設）
１の５　夜間支援等体制加算 イ　夜間支援等体制加算⑴ ⑴～⑲　（略） ⑳　夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）	１の５　夜間支援等体制加算 イ　夜間支援等体制加算⑴ ⑴～⑲　（略） ⑳　夜間支援対象利用者が21人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）

㈠～㈢　（略）	㈠～㈢　（略）
㉑～㉙　（略）	㉑～㉙　（略）
ロ～ヘ　（略）	ロ～ヘ　（略）
注１～６　（略）	注１～６　（略）
１の５の２　（略）	１の５の２　（略）
１の６　重度障害者支援加算	１の６　重度障害者支援加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　（略）	注１　（略）
２　イの重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算する。	（新設）
３　（略）	２　（略）
４　ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算する。	（新設）
５　イの重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所	（新設）

定単位数に500単位を加算する。	
６　注２の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算する。	（新設）
７　ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算する。	（新設）
８　注４の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算する。	（新設）
１の７　（略）	１の７　（略）
１の８　日中支援加算	１の８　日中支援加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１　（略）	注１　（略）
２　ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	２　ロについては、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分２以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が１月につき２日を超える場合に、当該２日を超える期間について、１日につき所定単位数を加算する。
１の９　集中的支援加算	（新設）
イ　集中的支援加算(Ⅰ)　1,000単位	

ロ　集中的支援加算(Ⅱ)　500単位 注１　イについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。 ２　ロについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算する。	
２　自立生活支援加算	２　自立生活支援加算　500単位
イ　自立生活支援加算(Ⅰ)　1,000単位	（新設）
ロ　自立生活支援加算(Ⅱ)　500単位	（新設）
ハ　自立生活支援加算(Ⅲ)	（新設）
(1)　利用期間が３年以内の場合　80単位	
(2)　利用期間が３年を超えて４年以内の場合　72単位	
(3)　利用期間が４年を超えて５年以内の場合　56単位	
(4)　利用期間が５年を超える場合　40単位	
注１　イについては、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が１月を超えると見込まれる利用者に限る。注３を除き、以下この２において同じ。）の退居に向けて、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計	（新設）

画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下この注１において単に「計画」という。）を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して６月以内の期間（当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間）に限り、１月に１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、算定しない。	
２　ロについては、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中２回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、算定しない。	注　居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が１月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中２回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、加算しない。
３　ハについては、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれ	（新設）

る利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
４　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、イを算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に１月につき35単位を加算する。	（新設）
５　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、イを算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者１人につき１月に１回を限度として、更に500単位を加算する。	（新設）
３～５　（略）	３～５　（略）
６　地域生活移行個別支援特別加算　670単位	６　地域生活移行個別支援特別加算　670単位
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと	注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

して都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算する。

６の２～８　（略）

８の２　障害者支援施設等感染対策向上加算

イ　障害者支援施設等感染対策向上加算⑴　10単位

ロ　障害者支援施設等感染対策向上加算⑵　５単位

注１　イについては、以下の⑴から⑶のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

⑴　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

⑵　指定障害福祉サービス基準第212条の４（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この⑵において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この⑵において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

⑶　医科診療報酬点数表の区分番号Ａ２３４－２に規定

して都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算する。

６の２～８　（略）

（新設）

する感染対策向上加算（注２において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。	
２　ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。	
８の３　新興感染症等施設療養加算　240単位	（新設）
注　利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算する。	
９　福祉・介護職員処遇改善加算	９　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11のロにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)、10のロの(3)及び11のハにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８まで（１の２、１の２の２、１の３及び１の５の２を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から７まで（１の２の２、１の３、１の５及び１の８のイを除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11のロにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８まで（１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)、10のロの(3)及び11のハにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から７までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から７までにより算定した単位数の1000分の35に

35に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

10　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算⑴

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算⑵

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

11　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

10　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算⑴

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から７までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算⑵

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から７までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

11　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 ロ　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 ハ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数	職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ　指定共同生活援助事業所の場合　１から８までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 ロ　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から７までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数 ハ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表 介護給付費等単位数表 第１　居宅介護 １～４の２　（略） ５　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員	別表 介護給付費等単位数表 第１　居宅介護 １～４の２　（略） ５　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数 （新設）

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数	
（削る）	６　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

（削る）	7　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、１から４の２までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第２　重度訪問介護	第２　重度訪問介護
１～５の３　（略）	１～５の３　（略）
6　福祉・介護職員等処遇改善加算	6　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の219に相当する単位数	
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（注１の加算を算定している	（新設）

ものを除く。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の289に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の244に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位

数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数	
（削る）	７　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の３までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
（削る）	８　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

	職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、１から５の３までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第３　同行援護	第３　同行援護
１～４　（略）	１～４　（略）
５　福祉・介護職員等処遇改善加算	５　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数	
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場	（新設）

合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から４までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から４までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から４までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から４までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から４までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から４までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から４までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から４までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から４までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から４までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から４までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から４までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から４までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から４までに

より算定した単位数の1000分の139に相当する単位数	
（削る）	６　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
（削る）	７　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合は、１から４までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第４　行動援護 １～４の２　（略） ５　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する	第４　行動援護 １～４の２　（略） ５　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所

。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位

定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

（新設）

数
⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数
⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位数
⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位数
⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数
⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位数
⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位数
⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位数
⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数
⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数
⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

（削る）	６　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
（削る）	７　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合は、１から４の２までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第５　療養介護 １～５の２　（略） ６　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は	第５　療養介護 １～５の２　（略） ６　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げ

算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の135に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

るその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（新設）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数	
（削る）	７　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から５の２までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
（削る）	８　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、１から５の２までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第６　生活介護	第６　生活介護
１～13の８　（略）	１～13の８　（略）
14　福祉・介護職員等処遇改善加算	14　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の101に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（	

指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数） ２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の90に相当する単位数） ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数） ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数） ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から13の８ま	（新設）	

でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数） ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数） ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数） ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数） ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数） ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の37に相当する単位数）	
（削る）	15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事

	業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の８までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）
（削る）	16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、１から13の８までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第７　短期入所	第７　短期入所
１～13の３（略）	１～13の３（略）
14　福祉・介護職員等処遇改善加算	14　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区	注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位

、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

（新設）

数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑻　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑽　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑾　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑬　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑭　１から13の３までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数	
（削る）	15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、１から13の３までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。
（削る）	16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、１から13の３までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第８　重度障害者等包括支援 １～２の９（略） ３　福祉・介護職員等処遇改善加算	第８　重度障害者等包括支援 １～２の９（略） ３　福祉・介護職員処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の223に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の199に相当する単位数

注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。４及び５において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

（新設）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から２の９までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数	
（削る）	４　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、１から２の９までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。
（削る）	５　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重

	度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、１から２の９までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第９　施設入所支援	第９　施設入所支援
１～13の６（略）	１～13の６（略）
14　福祉・介護職員等処遇改善加算	14　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	（新設）

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑴　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数	
（削る）	15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、１から13の６までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。
（削る）	16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

第10　自立訓練（機能訓練）

１～８の５（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、１から13の６までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10　自立訓練（機能訓練）

１～８の５（略）

９　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数） ２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数） (2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数） (3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数 (4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数 (5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から８の５ま	（新設）	

でにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数）

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数）

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

（指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数）	
（削る）	10　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数） ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
（削る）	11　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、１から８の５までにより算定した単位数の1000分

	の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第11　自立訓練（生活訓練）	第11　自立訓練（生活訓練）
１～12の５（略）	１～12の５（略）
13　福祉・介護職員等処遇改善加算	13　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）	
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実	（新設）

施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑴　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

（指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数）

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数）

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数）

（削る）

14　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業

	所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
（削る）	15　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、１から12の５までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第12　就労移行支援	第12　就労移行支援
１～15の７（略）	１～15の７（略）
16　福祉・介護職員等処遇改善加算	16　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数）
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の71に相当する単位数）	
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	（新設）
(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の94に相当する単位数）	
(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から15の７ま	

でにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の58に相当する単位数）

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数） ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の36に相当する単位数）	
（削る）	17　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数） ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から15の７までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
（削る）	18　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、１か

	ら15の７までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第13　就労継続支援Ａ型	第13　就労継続支援Ａ型
１～14の５（略）	１～14の５（略）
15　福祉・介護職員等処遇改善加算	15　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の105に相当する単位数）	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）	
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継	（新設）

続支援Ａ型事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑴　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の92に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑵　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　１から14の５までより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当す

る単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数）

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数）

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数）

（削る）

16　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から14の５ま

	でにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数） ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数） 17　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合は、１から14の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。
（削る）	
第14　就労継続支援Ｂ型 １～16の４（略） 17　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の104に相当す	第14　就労継続支援Ｂ型 １～16の４（略） 17　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数）

る単位数） ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の86に相当する単位数） ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数） ２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の91に相当する単位数） (2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数） (3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数） ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数） （新設）

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数）

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当す

る単位数） ⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑭　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数）	
（削る）	18　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数） ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
（削る）	19　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合は、１から16の４までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算す

第14の２　就労定着支援

１～６（略）

７　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から６までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から６までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

第14の２　就労定着支援

１～６（略）

７　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。８及び９において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から６までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（新設）

より算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から６までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から６までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から６までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から６までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から６までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から６までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から６までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数	
（削る）	８　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１から６までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。
（削る）	９　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合は、１から６までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。
第14の３　自立生活援助 １～10　（略）	第14の３　自立生活援助 １～10　（略）

11　福祉・介護職員等処遇改善加算	11　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数	
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	（新設）
(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から10までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	
(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数	

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶　１から10までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷　１から10までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸　１から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑹　１から10までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑺　１から10までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑻　１から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑼　１から10までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑽　１から10までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑾　１から10までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑿　１から10までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒀　１から10までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⒁　１から10までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数	
（削る）	12　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合に

	あっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
	13　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、１から10までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。
（削る）	
第15　共同生活援助	第15　共同生活援助
１～８の３　（略）	１～８の３　（略）
９　福祉・介護職員等処遇改善加算	９　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数	(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで（１の２、１の２の２、１の２の４、１の３及び１の５の２を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	

１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。以下この９において同じ。）により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３まで

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３まで（１の２の２から１の３まで、１の４の５から１の５まで、１の８及び８を除く。ロの⑵、ハの⑵、10のイの⑵、10のロの⑵及び11のロにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３まで（１の２の３、１の５の２、１の６、６の３及び６の４を除く。ロの⑶、ハの⑶、10のイの⑶、10のロの⑶及び11のハにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

により算定した単位数の1000分の105に相当する単位数 ⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数 ⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数		
２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑴ ⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 ⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 ⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑸⑵ ⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数	（新設）	

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑶

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑷

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ⑸

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分

の98に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の

1000分の166に相当する単位数

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)

⑴　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

⑵　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

⑶　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

（削る）

10　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

	イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
	(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
	(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
	(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
	ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
	(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
	(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
	(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
（削る）	11　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
	イ　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
	ロ　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
	ハ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１

	の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

第三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表 介護給付費等単位数表 第１～第５　（略） 第６　生活介護 １～９　（略） 10　食事提供体制加算　30単位 注　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第１号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第５条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第４号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第１項第２号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の２に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）である者並びに同令第17条第２号から第４号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入	別表 介護給付費等単位数表 第１～第５　（略） 第６　生活介護 １～９　（略） 10　食事提供体制加算　30単位 注　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第１号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第５条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第４号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第１項第２号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の２に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）である者並びに同令第17条第２号から第４号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入

所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。	所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
11～16　（略）	11～16　（略）
第７　（略）	第７　（略）
第８　重度障害者等包括支援	第８　重度障害者等包括支援
１　重度障害者等包括支援サービス費	１　重度障害者等包括支援サービス費
イ　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合	イ　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
注１～12　（略）	注１～12　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
第９・第10　（略）	第９・第10　（略）
第11　自立訓練（生活訓練）	第11　自立訓練（生活訓練）
１～５　（略）	１～５　（略）
５の２　日中支援加算　270単位	５の２　日中支援加算　270単位
注　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援セン	注　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援セン

ター（法第５条第28項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第８条第７項に規定する通所介護若しくは同条第８項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の１の８の注２において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。	ター（法第５条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第８条第７項に規定する通所介護若しくは同条第８項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の１の８の注２において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算する。
５の３～15　（略）	５の３～15　（略）
第11の２　就労選択支援	（新設）
１　就労選択支援サービス費（１日につき）　1,210単位	
注１　指定就労移行支援等（第12の１の注１に規定する指定就労移行支援等をいう。以下この注１において同じ。）、指定就労継続支援Ａ型等（第13の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等をいう。以下この注１において同じ。）若しくは指定就労継続支援Ｂ型等（第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等又は第14の１のトに規定する基準該当就労継続支援Ｂ型をいう。以下この注１において同じ。）を利用する意向を有する者又は現に指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等を利用している者に対して、指定障害福祉サービス基準第173条の２に規定する指定就労選択支援（以下「指定就労選択支援」という。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。	
２　就労選択支援サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	

３　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　指定障害福祉サービス基準第173条の９において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５　指定障害福祉サービス基準第173条の９において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６　指定障害福祉サービス基準第173条の９において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

７　別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合は、特定事業所集中減算として、200単位を所定単位数から減算する。

８　利用者が就労選択支援以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労選択支援サービス費は、算定しない。

２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)　51単位

ロ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)　41単位

注１　イについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福

祉サービス基準第173条の３に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第173条の３第１項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労選択支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の３に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択事業所において、指定指定就労選択支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

３　高次脳機能障害者支援体制加算　41単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

４　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定障害福祉サービス基準第173条の３第１項に規定する指定就労選択支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第173条の９において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の２第１項又は第２項に規定する利用者負担

額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

５　食事提供体制加算　30単位

注　低所得者等である利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労選択支援事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労選択支援事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労選択支援事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

⑵　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

⑶　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。

６　福祉専門職員配置等加算

イ　福祉専門職員配置等加算⑴　15単位

ロ　福祉専門職員配置等加算⑵　10単位

ハ　福祉専門職員配置等加算⑶　６単位

注１　イについては、指定障害福祉サービス基準第173条の３の規定により置くべき就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算⑴を算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算⑴又はロの福祉専門職員配置等加算⑵を算定している場合は、算定しない。

⑴　就労選択支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

⑵　就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

７　欠席時対応加算　94単位

注　指定就労選択支援事業所において指定就労選択支援を利用する利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、当該指定就労選択支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第173条の３の規定により指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録したときに、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。

８　医療連携体制加算

イ　医療連携体制加算(Ⅰ)	32単位
ロ　医療連携体制加算(Ⅱ)	63単位
ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)	125単位
ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)	
(1)　看護を受けた利用者が１人	800単位
(2)　看護を受けた利用者が２人	500単位
(3)　看護を受けた利用者が３人以上８人以下	400単位
ホ　医療連携体制加算(Ⅴ)	500単位
ヘ　医療連携体制加算(Ⅵ)	100単位

注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、

イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

５　ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

６　へについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

９　送迎加算

イ　送迎加算(Ⅰ)　21単位

ロ　送迎加算(Ⅱ)　10単位

注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労選択支援事業所（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この９において同じ。）において、利用者（当該指定就労選択支援事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労選択支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

２　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

10　在宅時生活支援サービス加算　300単位

注　指定就労選択支援事業所が、居宅において支援を受けるこ

とを希望する利用者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村長が認めるものに対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
11　福祉・介護職員等処遇改善加算	
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数	
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数	
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数	
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数	
第12～第14の２　（略）	第12～第14の２　（略）
第14の３　自立生活援助	第14の３　自立生活援助
１　自立生活援助サービス費	１　自立生活援助サービス費
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
注１　イについては、規則第６条の11の２において定める法第５条第21項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の１の３の２の注１に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第５条第29項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから１	注１　イについては、規則第６条の11の２において定める法第５条第20項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の１の３の２の注１に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第５条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていた障害者であって、退所等をしてから１

年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から１年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の地域生活支援員（指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項第１号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。）が、１月に２回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。	年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から１年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の地域生活支援員（指定障害福祉サービス基準第206条の14第１項第１号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。）が、１月に２回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。
２～７　（略）	２～７　（略）
８　イからハまでについては、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	８　イからハまでについては、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が１年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則第６条の10の６において定める法第５条第17項に規定する主務省令で定める期間に６月間を加えて得た期間を超えている場合　100分の95	⑶　指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が１年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則第６条の10の６において定める法第５条第16項に規定する主務省令で定める期間に６月間を加えて得た期間を超えている場合　100分の95
９～13　（略）	９～13　（略）
２～11　（略）	２～11　（略）
第15　（略）	第15　（略）